

島根県中小企業制度融資規程集

令和 6 年度

島根県商工労働部中小企業課

目 次

島根県中小企業制度融資要綱	1
島根県中小企業制度融資一覧（別表）	5
島根県中小企業制度融資実施要領	14
融資の申込みから融資実行までの手続一覧（別表第1）	16
提出書類及び部数	17
融 資 申 込 書	19
島根県中小企業制度融資意見書	20
資 金 繰 表	22
収 支 計 画 表	23
設備投資計画表	24
海外展開計画書	25
創 業 計 画 書	30
新事業展開強化資金 研究開発関連計画書	35
新事業展開強化資金 経営革新計画書	36
新事業展開強化資金 収益体質強化計画書	42
新事業展開強化資金 収益体質強化計画確認書	44
再生支援資金融資申込書附属資料	46
セーフティネット資金 融資申込書附属資料	49
災害復旧資金・経済変動等資金融資申込書	66
被 災 証 明 書	68
融資状況報告書	70
審査運用基準（別表第2）	71
資 料 集	83

島根県中小企業制度融資要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、県内中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金の融資を円滑にするため、県が金融機関等の協力を得て行う融資（以下「制度融資」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(制度融資の種類)

第2条 制度融資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般融資
- (2) 特別融資
- (3) 緊急融資

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 資本金の額又は出資の総額が3億円（卸売業にあつては1億円、小売業及びサービス業にあつては5,000万円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（卸売業及びサービス業にあつては100人、小売業にあつては50人）以下の会社及び個人をいう。ただし、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する業種にあつては、資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに同項に規定する金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに同項に規定する数以下の会社及び個人をいう。
- (2) 組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）その他の法律に基づいて設立された中小企業者の組合及びその連合会をいう。
- (3) 中小特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が300人（卸売業及びサービス業にあつては100人、小売業にあつては50人）以下のものをいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業者又は中小特定非営利活動法人のうち、常時使用する従業員の数が20人（商業及びサービス業にあつては、5人）以下のものをいう。ただし、政令第1条の2各号に規定する業種にあつては、常時使用する従業員の数がその業種ごとに同条各号に規定する数以下の会社及び個人であるものをいう。
- (5) 大企業者 中小企業者でない会社及び個人をいう。
- (6) 指定再生手続開始申立等事業者 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立て又は手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた事業者であつて、県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の経営に重大な影響を及ぼすとして知事が指定したものをいう。
- (7) 指定事業活動制限事業者 県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人に対する直接取引又は間接的な取引の連鎖の関係にある事業者であつて、事業活動の制限を行つており、当該県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の事業活動に重大な影響を及ぼすとして知事が指

定したものをいう。

(8) 指定地域 指定事業活動制限事業者により、当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の事業活動が重大な影響を受けているとして知事が指定した地域をいう。

(9) 責任共有制度 信用保証協会の保証付き融資について、原則として、金融機関が20パーセントの責任を負担する制度をいう。

(取扱金融機関)

第4条 制度融資を取り扱う金融機関は、別表に掲げる金融機関で県内に店舗を有するもの（以下「取扱金融機関」という。）とする。

2 制度融資は、取扱金融機関の各店舗において取り扱うものとする。

(資金措置)

第5条 県は、制度融資を運用するため、毎年度予算の範囲内で、制度融資の融資残高を別に定める協調倍率で除して得た額に相当する額の資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託の期間は1年以内として、その都度に締結する契約で定めるものとする。

3 第1項の預託金の利率は、別に定める。

(融資対象者)

第6条 制度融資を受けることができる者は、次の各号に定める要件を備える者で、制度融資による資金調達が適当と認められるものとする。

(1) 政令第1条第1項に規定する業種（以下この号において「融資対象業種」という。）を県内において継続して営んでおり、次のいずれかに該当する者であること。

ア 融資対象業種を営んでいる期間が1年以上の者（特別融資のうち創業者支援資金にあつては、融資対象業種を県内において新たに創業する計画を有する者又は融資対象業種を県内において継続して営んでおり、その期間が5年未満の者）。ただし、緊急融資において、融資対象業種を営んでいる期間を知事が別に定めた場合は、当該期間とする。

イ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の認定を受けた中小企業者（同項第1号イに該当する者に限る。）の代表者であつて、同法第13条第2項に規定する特定経営承継関連保証を受けようとするもの

ウ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けた同項第3号に掲げる事業を営んでいない個人であつて、同法第13条第5項に規定する特定経営承継準備関連保証を受けようとするもの

(2) 県内に事業所を有する者であること。

(3) 県税を滞納していない者であること。

(4) 資本金の2分の1以上が大企業者から出資されていない者であること。

(5) 島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が求償権を有していない者であること。ただし、保証協会が特に認めた者を除く。

(6) 別表に掲げる資金ごとに規定された融資対象者に該当する者であること。

(7) 次のアからエまでに該当しない者であること。

ア 破産、民事再生、会社更生等法的整理の手続中（申立中の場合を含む。）、私的整理手続中、又は手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた者であつて事業継続の見通しが立たない

もの

イ 粉飾決算、融通手形操作等を行っている者

ウ 法人の商号、本社の住所、業種、代表者等を頻繁に変更している者

エ 業績が極端に悪化し大幅な債務超過の状態に陥っており、事業好転が見込めず、事業継続が危ぶまれる等、信用状態が悪化している者

(融資条件)

第7条 融資条件（資金用途、融資限度、融資利率、融資期間、償還方法、保証人、担保の要否、信用保証の要否及び保証料率をいう。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

(融資の申込み)

第8条 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、県、取扱金融機関等の所定の申込書を別表に掲げる申込先に提出するものとする。

(認定)

第9条 知事又は別に定める者（以下「認定者」という。）は、前条の規定による融資の申込みがあったときは、第6条及び第7条に規定する事項について調査又は審査を行い、申込者に係る融資条件等について認定するものとする。

2 認定者は、認定を行ったときは、申込者及び関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

(融資)

第10条 取扱金融機関は、前条第1項の認定に基づき融資の決定を行うものとする。

2 前条第2項の規定による認定の通知を受けた申込者（以下「借受者」という。）は、取扱金融機関所定の手続を経て融資を受けるものとする。

(目的外利用の禁止)

第11条 借受者は、融資を受けた資金を申込書に記載した用途以外に利用してはならない。

(事業計画の変更等)

第12条 借受者は、融資を受けた事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、書面により申込先を経由して認定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(認定の取消し)

第13条 認定者は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 申込書に虚偽の記載事項があったことが判明したとき。
- (3) 融資条件を履行しなかったとき。

(報告)

第14条 融資を行った取扱金融機関は、別に定めるところにより融資状況報告書を保証協会へ送付するものとする。

2 保証協会は、前項の報告書を取りまとめるうえ、知事に提出するものとする。

(調査)

第15条 知事は、必要があると認めたときは、借受者、取扱金融機関及び保証協会に対し必要な調査を実施するものとし、借受者、取扱金融機関及び保証協会は、これを拒んではならない。

(損失補償)

第16条 知事は、保証協会が制度融資に係る保証契約に基づいて代位弁済をしたときは、別に定めるところにより保証協会に対して損失補償金を支払うものとする。

(雑則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

昭和47年島根県告示第239号から令和5年島根県告示第247号まで〔略〕

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年3月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和6年3月15日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。ただし、改正後の要綱別表特別融資の部収益力改善伴走支援型特別資金の項及び同表の注1ただし書の規定については、令和6年1月25日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、令和6年4月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、令和6年5月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

制度 種類 融資	資金名	融資対象者	融 資			
			資金用途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
一 融 資	一般資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次に掲げる施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金若しくは借換資金を必要とするもの (1) 工場、店舗、倉庫等の建物の新築、増築、改築又は改装 (2) 事業の用に供するための既存建物の取得 (3) 構築物、機械、装置等の新設、増設、更新又は改造	設備資金 運転資金 借換資金	設備資金 80,000,000円 運転資金 50,000,000円 借換資金 80,000,000円	年1.45 ^{パーセント}	年1.30 ^{パーセント}
	一般資金 (経営者保証 非提供枠)	法人である中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金若しくは借換資金を必要とするもの(事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱(20240115中庁第15号)に規定する特別保証制度(以下「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」という。)を適用する場合に限る)	設備資金 運転資金 借換資金	80,000,000円	年1.45 ^{パーセント}	年1.30 ^{パーセント}
	小規模企業 特別資金	小規模企業者(中小企業者又は医業を主たる事業とする中小特定非営利活動法人であって、信用保証協会の保証付融資残高と本資金の新規申込額との合計が20,000,000円以内となるものに限る。)であって、施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金を必要とするもの	設備資金 運転資金	20,000,000円 ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)がある場合は、それとの合計額が20,000,000円に達するまでの額	—	年1.20 ^{パーセント}
	小規模企業 育成資金	小規模企業者であって、施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金を必要とするもの	設備資金 運転資金	20,000,000円 ただし、小規模企業特別資金の融資残高がある場合は、それとの合計額が20,000,000円に達するまでの額	年1.35 ^{パーセント}	年1.20 ^{パーセント}

制度融資一覧

条 件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の要否	信用保証の要否 (保証料率)		
設備資金 12年以内 運転資金 7年以内 借換資金 10年以内	設備資金 1年以内据置き 元金均等月賦 運転資金 6箇月以内据置き 元金均等月賦 借換資金 1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 島根県中小企業 団体中央会(以 下「中央会」とい う。) 島根県商工会連 合会(以下「商工 会連合会」とい う。) 公益財団法人し まね産業振興財 団(以下「産業振 興財団」という。)	普 通 銀 行 株式会社商工組合 中央金庫(以下「商 工中金」という。) 信 用 金 庫 信 用 協 同 組 合 (以下「信用組合」と いう。) 農 業 協 同 組 合 (以下「JAしまね」と いう。) 漁業協同組合JFし まね(以下「JFしま ね」という。)
10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	不要	不要	要 (年0.65%以上 2.15%以下 (借入時につ いては年0.5% 以上2.0%以 下))	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 合 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね
10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	原則として不要	要 (年0.2%以上 1.2%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 合 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね
10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	原則として不要 ただし、保証協 会における既 融資残高との 合計が 30,000,000円 を超える場合 は取扱金融機 関又は保証協 会の決定によ る。	要 (年0.2%以上 1.2%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 合 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね

制度の種類 融資	資金名	融資対象者	融 資			
			資金使途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
特別 融 資	創業者支援 資金	次の対象者のいずれかに該当し、創業のための資金を必要とするもの (1) 新たに事業を開始する計画を有する個人 (2) 新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人 (3) 新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する中小企業者である会社 (4) 事業実績が少ない等の理由により実質的に(1)から(3)までに掲げる者に準ずるものとみなされる中小企業者、組合若しくは中小特定非営利活動法人	設備資金 運転資金	設備資金 50,000,000円 運転資金 30,000,000円 ただし、融資対象者の欄(1)及び(2)に掲げる者については、設備資金と運転資金との合計額として、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第129条第1項に規定する創業関連保証(同条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを含む。以下「創業関連保証」という。)の保証限度額とする。	年1.25 ^{パーセント}	年1.10 ^{パーセント}
	新事業展開 強化資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの (1) 特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業 (2) 県の中長期的な施策に関連する事業で研究開発支援に関連する事業のうち別に定める要件に該当するもの (3) 技術又は事業の新規性が認められる事業 (4) 収益体質の強化となる計画を策定し、商工会議所等の確認を受けており、かつ商工会議所等の指導機関の指導を継続して受けて実施する事業 (5) その他知事が特に認めた事業	設備資金 運転資金	設備資金 80,000,000円 運転資金 50,000,000円	年1.35 ^{パーセント}	年1.20 ^{パーセント}
「融資対象者」欄の(1)から(3)及び(5)に該当する内容は概ね次のとおり(詳細は規定集の審査運用)						
(1)に該当する「法律等」					(2)に関連する内容	
(ア)下請中小企業振興法 (イ)中小企業等経営強化法 (ウ)産業競争力強化法 (エ)中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律 (オ)中小企業地域資源活用促進法 (カ)従前特別目的資金等により対象となっていた法律					企業変革に向けての 新商品又は新技術の 研究開発	

条 件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の可否	信用保証の可否 (保証料率)		
設備資金 12年以内 運転資金 10年以内	2年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.2%以上 1.5%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね
設備資金 12年以内 運転資金 10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね

基準を御参照ください。)

(3)に関連する新規性	(5)に該当するもの
(ア)他で利用されていない知的所有権 (イ)補助金の交付を受けて開発した技術 (ウ)公的試験研究機関等が確認 (エ)公的試験研究機関等の技術移転等 (オ)保証協会の新事業認定審査会の認定	(ア)ISOの取得に取り組む事業(ISO14001を除く。) (イ)HACCPの導入に取り組む事業 (ウ)経営革新計画を策定して実施する事業 (エ)その他必要と認められるもの

制度の種類 融資	資金名	融資対象者	融 資				
			資金用途	融資限度	融資利率		融資期間
					責任共有利率	責任共有外利率	
特 別	経営改善長期借換資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件の全てに該当し、経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とするもの (1) 商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営の改善に係る計画を作成していること。 (2) 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。 (3) 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。	運転資金	280,000,000円	年1.55 ^{パーセント}	年1.40 ^{パーセント}	15年以内
	収益力改善伴走支援型特別資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当し、作成した経営行動計画に従って金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組むもの (1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項の規定による認定(同項第4号に該当する者に限る。)を受けていること。 (2) 保険法第2条第5項の規定による認定(同項第5号に該当する者に限る。)を受けていること。 (3) 売上高又は利益率が前年に比べ5パーセント以上減少していること。 (4) 激震災害(激震災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づいて指定された令和6年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法(昭和22年第118号)が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激震災害を受けたこと。	設備資金 運転資金	100,000,000円	年1.40 ^{パーセント}	年1.25 ^{パーセント}	10年以内
融 資	経営改善サポート資金	中小企業者又は組合であって、産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの	設備資金 運転資金	280,000,000円	年1.65 ^{パーセント}	年1.50 ^{パーセント}	15年以内
	再生支援資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、市中金融機関からの一般の融資を受けることは困難であるが、次の要件の全てに該当し、再生のための資金を必要とするもの (1) 再生の見込みのある企業として、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けていること。 (2) 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。	運転資金	50,000,000円	年2.25 ^{パーセント}	年2.10 ^{パーセント}	10年以内

条 件				申込先	金融機関
償還方法	保証人	担保の要否	信用保証の要否 (保証料率)		
1年以内据置き 原則として元金 均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.4 ^銭 以上 1.7 ^銭 以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね
5年以内据置き 元金均等月賦 ただし、融資期 間が1年以内の 場合は、一括償 還の方法による ことができる。	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (融資対象者の 欄(1)、(2)及び (4)に該当する 者にあつては 年0.85 ^銭 (借入 時については 一律年0.2 ^銭)、 同欄(3)に該当 する者にあつて は年0.45 ^銭 以 上2.2 ^銭 以下 (借入時につい ては年0.2 ^銭 以 上1.15 ^銭 以 下))	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね
5年以内据置き 元金均等月賦 ただし、融資期 間が1年以内の 場合は、一括償 還の方法による ことができる。	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (責任共有の場 合にあつては 年0.8 ^銭 、責任 共有外の場合 にあつては年 1.0 ^銭 (借入時 については一 律年0.2 ^銭)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね
1年6箇月以内据 置き元金均等月 賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.2 ^銭 以上 1.5 ^銭 以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね

制度種類 融資	資金名	融資対象者	融 資				
			資金用途	融資限度	融資利率		融資期間
					責任共有利率	責任共有外利率	
緊急	セーフティネット資金	<p>中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの</p> <p>(1) 指定再生手続開始申立等事業者に対する債権(売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)又は前渡金に係る返還請求権をいう。)の回収に困難を来しているもの</p> <p>(2) 指定事業活動制限事業者との直接取引又は間接取引の連鎖の関係にあり、売上高等の減少しているもの</p> <p>(3) 指定地域内において1年以上継続して事業を行っており、指定事業活動制限事業者の影響により、売上高等の減少しているもの</p> <p>(4) その他、保険法第2条第5項各号又は第6項のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの</p>	運転資金	80,000,000円	年1.35 ^{百分}	年1.20 ^{百分}	8年以内
	災害復旧資金	<p>中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 災害により、直接被害を受けたもの</p> <p>(2) 災害によって売上の減少等の間接的な被害を受けたもの</p>	設備資金 運転資金	設備資金 50,000,000円 運転資金 30,000,000円	年1.35 ^{百分}	年1.20 ^{百分}	12年以内
融資	災害対策特別資金	<p>中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次のいずれかの災害により早急な金融対策が必要と知事が認めたもの</p> <p>(1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受けた災害</p> <p>(2) 災害救助法の適用を受けた災害</p> <p>(3) その他知事が認めた災害</p>	その都度知事が別に定めるところによる。				
	経済変動等資金	<p>経済環境の著しい変動等により県内中小企業の経営の安定に著しい支障を来すおそれがあり、早急な金融対策が必要と知事が認めたもの</p>	その都度知事が別に定めるところによる。				

条 件				申込先	金融機関
償還方法	保証人	担保の要否	信用保証の要否 (保証料率)		
1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま J F し ま
2年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	原則として不要	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま J F し ま
					普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま J F し ま
					普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま J F し ま

- 注1 一般資金(経営者保証非提供枠)の取扱期間は令和7年3月31日保証申込分までとし、経営改善長期借換資金及び新事業展開強化資金の取扱期間は令和7年3月31日保証承諾分までとし、収益力改善伴走支援型特別資金の取扱期間は伴走支援型特別保証制度(伴走支援型特別保証制度要綱(20210310中庁第2号)に規定する「伴走支援型特別保証制度」をいう。以下同じ。)の取扱期間内の保証申込分までとし、経営改善サポート資金の取扱期間は事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度(事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度要綱(20210310中庁第2号)に規定する「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」をいう。以下同じ。)の取扱期間内の保証申込分までとする。ただし、収益力改善伴走支援型特別資金の融資対象者のうち(4)に該当する者に係る取扱期間は、激震災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証(令和6年能登半島地震に係るものに限る。)の適用期限までの融資実行分までとする。
- 2 保証人は、次の各号に定める者を選任するものとする。
- (1) 法人の場合にあつては、必要に応じて次のいずれかに該当する者
- ア 代表者又は組合役員
- イ 実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は代表者の配偶者(当該代表者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)
- ウ 代表者に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者
- エ 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者
- (2) 個人の場合にあつては、必要に応じて次のいずれかに該当する者
- ア 実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)
- イ 経営者本人に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者
- ウ 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者
- 3 次の各号に定める保証の対象となる融資については、責任共有制度の対象外となるため「責任共有外利率」を適用し、これ以外の融資については責任共有制度の対象となるため「責任共有利率」を適用するものとする。(小規模企業特別資金を除く。)
- (1) 保険法第3条の3に規定する特別小口保険に係る保証
- (2) 保険法第12条に規定する経営安定関連保証(保険法第2条第5項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由に該当することについて市町村長の認定を受けた特定中小企業者に係るものに限る。)
- (3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証
- (4) 創業関連保証
- (5) 保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証
- (6) 信用保証協会の有する求償権を消滅させることを目的とした保証
- (7) 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成10年法律第151号)第3条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び同法第4条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
- (8) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第128条第1項に規定する東日本大震災復興緊急保証
- (9) 経営力強化保証制度要綱(20120918中庁第1号)に規定する経営力強化保証制度に係る保証(責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であつて保証割合が100パーセントの保証を含む。)を借り換える場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。))に限る。)
- (10) 事業再生計画実施関連保証制度要綱(20140114中庁第2号)に規定する事業再生計画実施関連保証制度に係る保証(責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であつて保証割合が100パーセントの保証を含む。)を借り換える場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。))に限る。)
- (11) 保険法第15条に規定する危機関連保証
- 4 小規模企業特別資金は、国の全国統一の保証制度である「小口零細企業保証制度」の対象であることから責任共有制度の対象外となる。
- 5 保証料率とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものである。
- 6 国の全国統一の保証制度である伴走支援型特別保証制度に係る保証は、収益力改善伴走支援型特別資金についてのみ適用する。
- 7 国の全国統一の保証制度である事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度に係る保証は、経営改善サポート資金についてのみ適用する。
- 8 収益力改善伴走支援型特別資金及び経営改善サポート資金について、経営者保証免除対応を適用する場合には、保証料率に年0.2パーセントを上乗せする。ただし、借入時の保証料率については、上乗せしない。
- 9 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(20240115中庁第15号)に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25パーセント又は年0.45パーセントを上乗せする。
- 10 国の全国統一の保証制度である事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度に係る保証は、一般資金(経営者保証非提供枠)についてのみ適用する。

島根県中小企業制度融資実施要領

この要領は、島根県中小企業制度融資要綱（昭和 47 年島根県告示第 239 号。以下「要綱」という。）に基づき、制度融資の円滑かつ適正な運用実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

第 1 申込みから融資までの手続（要綱第 8 条、第 9 条、第 10 条）

1. 融資の申込手続は、別表第 1 に定めるところによる。
2. 融資申込の受付は、原則として 4 月 1 日から開始する。
3. 認定者、商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）、島根県商工会連合会（以下「商工会連合会」という。）、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）、取扱金融機関及び島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）は、別表第 1 に定めるところにより、速やかに融資の手続を行い、円滑な融資が行われるよう努めるものとする。

第 2 審査及び融資条件の認定（要綱第 9 条）

1. 要綱第 9 条に定める認定者は、次のとおりとする。
 - (1) 再生支援資金 知事
 - (2) 小規模企業特別資金 商工会議所会頭又は商工会会長（以下「商工会議所会頭等」という。）
 - (3) (1)及び(2)以外の資金 保証協会会長
2. 認定者は、別表第 2 に定める審査運用基準により融資の認定等を行うものとする。
3. 知事は、認定に当たって商工会議所、商工会、中央会、商工会連合会、産業振興財団、取扱金融機関及び保証協会の意見を聞くことができる。
4. 保証協会会長は、認定に当たって県中小企業課、商工会議所、商工会、中央会、商工会連合会、産業振興財団及び取扱金融機関の意見を聞くことができる。
5. 商工会議所会頭等は、小規模企業特別資金の認定に当たっては、次に掲げる者のうちから委嘱する 5 人以上の委員をもって構成する融資審査会を開催するなど、地元市町村や学識経験者等の意見を聞いて判断することとする。
 - (1) 商工会議所又は商工会の役職員
 - (2) 市町村の職員
 - (3) 金融機関の職員
 - (4) 学識経験者
6. 認定額の単位は、10 万円とする。

第 3 指定再生手続開始申立等事業者の指定（要綱第 3 条）

1. 知事は、指定再生手続開始申立等事業者の指定にあたっては、該当地域の商工会議所会頭等に意見を聞くものとする。
2. 指定再生手続開始申立等事業者の指定要件は負債金額（金融機関からの借入金額を除く。）が概ね 5,000 万円以上であるものとする。ただし、中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人

の経営に重大な影響を及ぼすとして、商工会議所会頭等より特に意見があったものについては、この限りではない。

第4 取扱金融機関等の報告事項（要綱第14条）

1. 取扱金融機関は、融資を行った資金について融資状況を整理しておくものとする。
2. 保証協会は、毎月の制度融資の保証状況及び第2の1.(3)に基づく認定状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

第5 資金措置（要綱第5条）

1. 要綱第5条で定める預託金の利率及び協調倍率は、別表第3のとおりとする。（別表第3省略）
2. 預託金は、毎年各資金の2月末融資残高に応じて4月1日に預託し、それを8月末融資残高に応じて10月1日に調整する。
3. 取扱金融機関への預託は、要綱別表に定める融資期間を限度として行う。ただし、「令和2年新型コロナウイルス感染症対応資金（国庫補助制度及び県単独制度）」に係る預託は、融資期間13年を限度とする。

第6 損失補償（要綱第16条）

1. 県が保証協会に対して行う損失補償の限度額は、保証総額の10分の1に相当する額とする。ただし、県が設定する中小企業制度融資損失補償金に係る債務負担行為の限度額を限度とする。
2. 損失補償額は、次に定める額に、別途締結する契約で定める資金ごとの損失補償割合を乗じて得られる額とする。
 - (1) 保証協会が、責任共有制度の対象となる融資において部分保証方式を選択する金融機関に対して実施した代位弁済又は責任共有制度の対象とならない融資において実施した代位弁済については、その代位弁済額から日本政策金融公庫からの保険給付額を控除した額
 - (2) 保証協会が、責任共有制度の対象となる融資において負担金方式を選択する金融機関に対して実施した代位弁済については、その代位弁済額から日本政策金融公庫からの保険給付額を控除した額の5分の4に相当する額
3. その他必要な事項は、契約で定めるものとする。

第7 融資対象者（要綱第6条）

要綱第6条(1)の融資対象業種を営んでいる期間は次のとおり取り扱う。

- (1) 個人にあつては、個人成りの場合や相続又は事業承継等によって事業を引き継ぐ者は、事業歴を通算できる
- (2) 法人にあつては、法人成りの場合や事業譲渡又は事業承継等によって事業を引き継ぐ者は、事業歴を通算できる

第8 事業計画の変更（要綱第12条）

融資実行後、やむを得ない事情により償還方法の変更が必要となった場合は、取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定することができる。

第9 その他

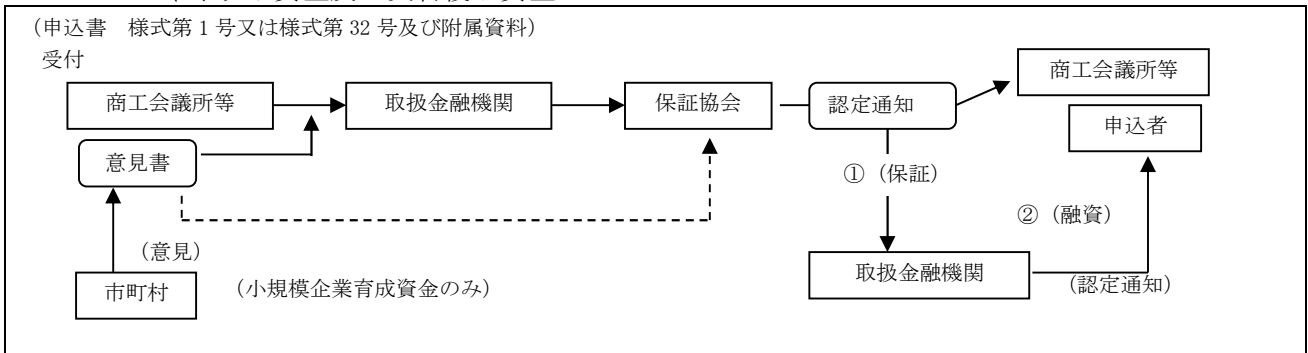
この要領に定めるもののほか必要な事項は、県、商工会議所、商工会、中央会、商工会連合会、産業振興財団、取扱金融機関及び保証協会が協議して決定するものとする。

別表第1 (第1関係)

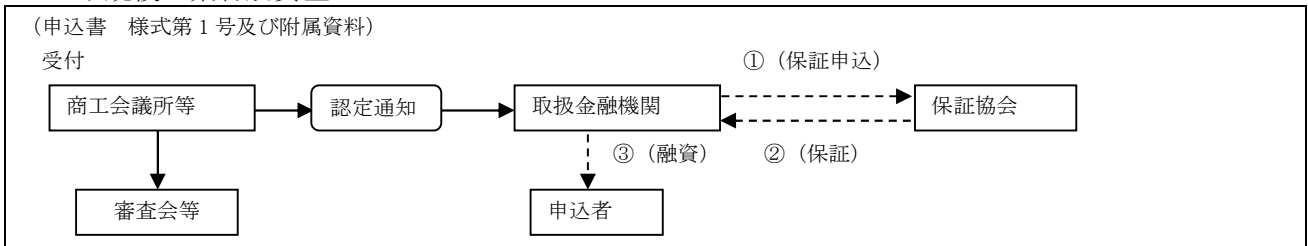
融資の申込みから融資実行までの手続一覧

- 表中、県とは、中小企業課又は西部県民センター商工観光部管内にあっては同事務所とする。
- 商工会議所等は、意見書(様式第2号)を取扱金融機関又は保証協会に1部送付する。(ただし、小規模企業特別資金は除く。)
- 商工会議所等は、小規模企業育成資金については、地元市町村の意見を聞いた上で意見書を作成する。
- 取扱金融機関は設備資金を融資する場合は、申込者から契約書等の写しを徴収し、所要額の範囲内で融資実行する。
- 再生支援資金の申込みに当たって、経営安定特別相談事業を実施する商工会議所・商工会連合会又は該当の商工会議所・商工会(以下「関係商工団体」という。)は、事前に該当の商工調停士と十分調整を行ったうえで、関係機関(県、保証協会、取扱金融機関、該当の商工調停士)による会議を、原則として融資実行希望日の2週間前までに開催する。
- 商工調停士は、推薦書(様式第16号の2)を保証協会へ1部送付する。
- 関係機関会議は、関係商工団体が進行し、参加者の意見を集約して融資の可否に係る一定の方向性をまとめる。
- 商工会議所等において手数料等が必要な場合がある。

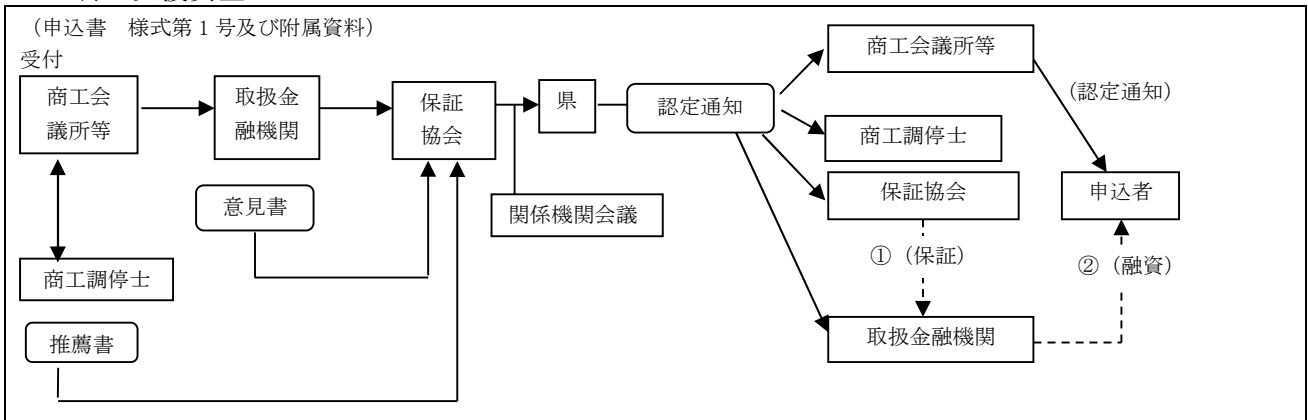
1. 一般資金、一般資金(経営者保証非提供枠)、小規模企業育成資金、創業者支援資金、新事業展開強化資金、経営改善長期借換資金、収益力改善伴走支援型特別資金、経営改善サポート資金、セーフティネット資金及び災害復旧資金



2. 小規模企業特別資金



3. 再生支援資金



4. 災害対策特別資金及び経済変動等資金
資金の制定の際定める。

提出書類及び部数(兼チェックリスト)

		(書類の必要部数)	各資金の設備資金	創業者支援資金	新事業展開強化資金	経営改善長期借換資金	支援型特別改善資金	経営改善サポート資金	再生支援資金	セーフティネット資金	災害復旧資金	左記以外の資金
1	融資申込書(様式第1号) ※4	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	前2期の決算書(必要に応じて試算表)	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3	県税の納税証明書(現に滞納のないことを証するもの) ※5	1	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎
4	法人にあつては登記事項証明書	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5	島根県中小企業制度融資意見書(様式第2号)	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6	島根県中小企業制度融資意見書附属資料 実態自己資本算定表(様式第2号の2)	1						◎				
7	共通のもの 資金繰表(様式第3号) ※6	1	△	△	○	○	○	◎	△	△	△	△
8	取支計画表(様式第4号) ※6	1	△	△	○	◎	○	◎	△	△	△	△
9	設備投資計画表(様式第5号)	1	◎	○	○		○	○			○	○
10	海外展開計画書(様式第6号～第10号) ※7	1	○	○	○	○	○	○				○
11	海外現地政府機関等の発行する証明書、許可証等の写し ※7	1	○	○	○	○	○	○				○
12	特定非営利活動法人にあつては、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類(事業報告書、計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面) ※8	1	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
13	「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼宣誓書 ※9	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	設備資金 見積書の写し	1	◎	○	○		○	○			○	○
15	建物の平面図・立面図及び配置図 ※10	1	◎	○	○		○	○			○	○
16	建築確認の「確認通知書の写し」 ※11	1	◎	○	○		○	○			○	○
17	創業 創業計画書(様式第11号～第11号の3)	1		◎								
18	自己資金を確認できる通帳の写し、残高証明等 ※12	1		○								
19	特別の法律の承認書、認定書等の写し	1			○							
20	新事業展開強化 融資対象事業であることを証する書類 研究開発関連計画書(様式第12号)	1			○							
21	経営革新計画書(様式第13号～第13号の4) ※13	1			○							
22	その他、経営革新支援資金の融資対象事業であることが確認できる書類	1			○							
23	収益体質強化計画書(様式第14号及び第14号の2) ※14	1			○							
24	収益体質強化計画確認書(様式第14号の3号) ※15	1			○							
25	借換期 借換計画書(様式第15号)及び経営改善計画書 ※16	1				◎						
26	経営行動計画書 ※17、※18	1					◎					
27	取 伴 走 支 援 減少要件確認書(売上高、利益率等) ※17	1					◎					
28	経営者保証免除対応確認書 ※17	1					○					
29	罹災証明書の写し(令和6年能登半島地震による災害に係るもの) ※19	1					○					
30	サ ホ ト 改 善 経営改善・再生計画書(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り) ※20	1						◎				
31	経営者保証免除対応確認書 ※20	1						○				
32	再生支援 再生支援資金融資申込書附属資料(様式第16号)	1						◎				
33	再生支援資金推薦書(様式第16号の2)	1						◎				
34	中小企業再生支援協議会において策定が完了した再生計画	1						○				
35	セーフティネット セーフティネット資金融資申込書附属資料(様式第17号)	1							◎			
36	中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定による認定申請書(様式第18号～28号) ※21	1							◎			
37	倒産企業に対する債権内訳書(受取手形、売掛金、未収金の内訳)	1							◎			
38	債権額を確認できる受取手形等の写し	1							◎			
39	その他、セーフティネット資金の融資対象者及び融資対象資金使途であることが確認できる書類	1							◎			
40	島根県制度融資 融資申込書(様式第29号) ※4	1									◎	
41	経 済 災 害 変 復 動 旧 等 災害復旧資金・経済変動等資金・災害対策特別資金 融資申込書附属資料(様式第29号の2)	1									◎	
42	市町村長の発行する被災証明書(様式第30号)	1									○	
43	災害により受けた被害状況又は取引等に影響を受けている状況を記載した書類 ※22	1									○	

印の説明…◎:必要、○:必要な場合がある、△:提出が望ましい

- ※1 : 以下の書類について、記載事項を充足している場合は、制定の様式にかかわらず独自の様式も許容する。
資金繰表(様式第3号)、収支計画表(様式第4号)、設備投資計画表(様式第5号)、創業計画書(様式第11号～第11号の3)の収支計画等、再生支援資金融資申込書附属資料(様式第16号)の再生計画等。なお、その他についても適宜別紙にて説明を行ってもよい。
- ※2 : 決算書、納税証明書等で既に同じ内容のものを保証協会に提出済みの場合は、提出を省略してもよい。ただし、保証協会又は申込先から確認の要請があった場合は、この限りでない。
- ※3 : 提出書類は、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの又はマイナンバー部分がマスキング処理されたものであること。
- ※4 : 複数の資金を併用する場合には、それぞれの資金ごとに融資申込書を提出すること。
- ※5 : 県税の納税において期日経過しているものがないことが証明できるものであること。
- ※6 : 新事業展開強化資金の研究開発関連及び収益体質強化計画にあつては必要。県外・海外展開の場合には、収支計画書が必要。
- ※7 : 海外における支店、工場、営業所等の設置又は拡張の場合等海外直接投資の事業等に要する資金の場合に必要。
- ※8 : 活動計算書及び貸借対照表等の計算書類については、複式簿記を基本とする「NPO法人会計基準」(NPO法人会計基準協議会公表)に準拠したものであることが望ましい。
- ※9 : 事業者選択型経営者保証非提供制度で定めるものを提出すること。
- ※10 : 住宅と店舗等の併用建物の場合は、その区分を明示したものであること。
- ※11 : <融資対象が建物の場合>建築確認を必要とするものは「確認書の写し」を提出する。建築確認を必要としないものはその旨を取扱金融機関が申込事業者又は施工業者等へ確認し、確認した内容を設備投資計画表(様式第5号)の欄外へ記入して提出する。(確認日、確認先(所属、氏名)、確認内容、確認者(所属、氏名)) <記入例>『令和〇年〇月〇日、施工業者〇〇の〇〇氏に本件工事は建築確認が必要ないことを確認。〇〇銀行〇〇支店〇〇』
- ※12 : 事業を営んでいない個人にあつては必要。
- ※13 : 経営革新計画関連にあつては必要。(ただし、「中小企業等経営強化法」に基づく計画とは別のものであるので、留意すること。)
- ※14 : 中小企業等経営強化法の承認を受けた経営力向上計画又は、島根県事業承継新事業活動等支援事業実施要領に基づき採択された事業実施計画書(ただし、経営革新型かつ設備投資を伴うものに限る)の提出をもって、代えることが可能。
- ※15 : 様式第14号及び第14号の2を※14に定める計画により代えた場合は、当該計画が認定されたことがわかる書類を提出すること。
- ※16 : 経営改善計画書の様式は任意とする。
- ※17 : 経営行動計画書、減少要件確認書(売上高、利益率等)及び経営者保証免除対応確認書の様式については、伴走支援型特別保証制度で定めるものを提出すること。
- ※18 : 令和6年能登半島地震による災害により被災した者のうち、石川県内の災害救助法適用地域に事業所を有し、直接被害を受けた事業者において、保証申込までに経営行動計画書の作成が困難な場合、経営行動計画書中1. 事業者名等(【情報提供の同意】及び【確認状況記載欄】を含む。)以外の項目については可能な範囲で記載したものを提出することをもって、経営行動計画の提出があつたものと見做し、融資実行後に改めて全ての項目を記載した経営行動計画を提出することでも差し支えない。この取扱いに際しては、保証申込時に、申込金融機関は信用保証協会に対して、全ての項目を記載した経営行動計画書を後日提出する旨を記載した書面(様式は問わない。)を提出することが必要。
- ※19 : 令和6年能登半島地震による災害により被災した者について、必要。
- ※20 : 経営改善・再生計画書の様式は、事業再生計画実施関連保証制度(感染症対応型)で定める内容の記載があれば任意とする。経営者保証免除対応確認書については、同保証制度で定める様式を提出すること。
- ※21 : 中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定による特定中小企業者の認定が必要な場合は、市町村長の認定を受けた上で提出すること。特定中小企業者の認定が不要な場合(県知事指定の場合)も、確認資料として添付が必要(市町村長の認定は不要)。
- ※22 : 様式は任意とするが、関連する取引先ごとの仕入れ又は売上げ等の月別推移表等、取引等の影響が分かる書類とする。

(様式第1号)

年 月 日

島根県知事 様
島根県信用保証協会会長 様
〇〇商工会議所会頭 様
〇〇商工会会長 様
島根県中小企業団体中央会会長 様
公益財団法人しまね産業振興財団理事長
(石見事務所長) 様

企業所在地

企 業 名

代 表 者 名

島根県中小企業制度融資 融資申込書

下記の資金について、島根県中小企業制度融資要綱に基づき、別添のとおり、申し込みます。

記

- | | |
|--|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 一般資金 | <input type="checkbox"/> セーフティネット資金 |
| <input type="checkbox"/> 一般資金
(経営者保証非提供枠) | <input type="checkbox"/> () |
| <input type="checkbox"/> 小規模企業特別資金 | |
| <input type="checkbox"/> 小規模企業育成資金 | |
| <input type="checkbox"/> 創業者支援資金 | |
| <input type="checkbox"/> 新事業展開強化資金 | |
| <input type="checkbox"/> 経営改善長期借換資金 | |
| <input type="checkbox"/> 収益力改善伴走支援型特別資金 | |
| <input type="checkbox"/> 経営改善サポート資金 | |
| <input type="checkbox"/> 再生支援資金 | |

島 根 県 知 事 様
島根県信用保証協会会長 様

商工会議所会頭
商工会会長
島根県中小企業団体中央会会長
公益財団法人しまね産業振興財団理事長(石見事務所長)

島根県中小企業制度融資意見書

受付けた融資申込みについての意見は、下記のとおりです。

申込資金名	融資		資金
申込企業名			代表者名
申込金額	千円	取扱金融機関名 (支店名)	
1. 本資金の適格性			
項 目			適否
(1) 要綱第6条各号の融資対象要件(業種・中小企業要件等)に適合しているか。			
(2) 審査運用基準の融資対象者要件に適合しているか。			
(3) 申込金額は適正か。			
2. 意見等 (申込み企業に行ったアドバイスの内容、今後のアドバイスやフォローの方針など具体的に記入する。)			

アドバイス等を行った経営指導員等名()

注) 以下の場合は、2. の意見等欄に、それぞれの必要事項についても併せて記入すること。
・ 災害復旧資金、災害対策特別資金及び経済変動等資金において市町村による被災の証明ができない場合は、その被害状況(被害を受けた資産・被害の原因となった事象等を含む。)についても記入する。

島根県中小企業制度融資意見書附属資料 実態自己資本算定表

(年 月期基準)

申込人

商工調停士名 ()

経営指導員等名 ()

(単位:千円)

	簿価	評価	備考
(流 動 資 産)			
現 預 金			
受 取 手 形			
売 掛 金			
在 庫			
未 収 金			
仮 払 金			
そ の 他 流 動 資 産			
貸 付 金			
(固 定 資 産)			
建 物 ・ 構 築 物			
建 設 仮 勘 定			
機 械 器 具 ・ 什 器 車 両			
土 地			
そ の 他 有 形 固 定 資 産			
無 形 固 定 資 産			
投 資 等			
貸 付 金			
投 資 有 価 証 券			
保 証 金			
繰 延 資 産			
合 計			

自己資本額	A	
評価合計	B	
実態自己資本	(A+B)	

<実態自己資本に対する見解>～代表者資産等勘案できるものについても記入。

(・経営指導員等が記入し、申込時に添付。)

資 金 繰 表

申込人

(単位:千円)

項目		月別	実績			予定						
			月	月	申込前月	申込月	月	月	月	月	月	
前月繰越金 A												
収 入	売上 代金	現金売上高										
		売掛金回収										
		受取手形入金										
		手形割引										
	前受金											
	その他											
	計 B											
支 出	仕入 代金	現金仕入										
		買掛金支払										
		支払手形決済										
	前渡金											
	設備金(設備支手含む)											
	賃金及び給料 (賞与・退職金含む)											
	諸経費											
計 C												
差引過不足(A+B-C) D												
財 務	借入金 E											
	借入金返済 F (支払利息含む)											
	差引過不足(E-F) G											
翌月繰越金(D+G)												
特記事項												
特記事項												

特記事項

(様式第4号)

年 月 日

収 支 計 画 表

申込人

(単位:千円)

科目	実績 (/)	今年度見込 (/)	計画 (/)	計画 (/)	計画 (/)
売 上 高					
売 上 原 価					
(うち減価償却費)					
売 上 総 利 益					
一般管理費及び販売費					
(うち減価償却費)					
営 業 利 益					
営 業 外 収 入					
営 業 外 費 用					
経 常 利 益					
特 別 損 益					
税 引 前 当 期 利 益					
法 人 税 等					
当 期 利 益					

・以下は再生支援資金、経営改善長期借換資金、新事業展開強化資金(収益体質強化計画)を申し込む場合に御記入ください。

長期借入金 返済額					
当期利益+減価償却費					
増 資					
資 産 処 分 等					

・以下は新事業展開強化資金(研究開発関連)を申し込む場合に御記入ください。

研 究 開 発 費					
研究開発費/売上高×100					

特記事項

(様式第5号)

年 月 日

設備投資計画表

申込人

(単位:千円)

	施設・設備名	製造所名・型式・規格・能力等	(残存) 耐用年数	数量	単価	金額(見積)
本資金対象分			年			
		小計				
その他						
		小計				
合計						
設置予定場所						
予定時期		契約	年 月、着工	年 月、完了	年 月	

(様式第6号)

海外展開計画書

(外国における支店等の設置又は拡張)

1 支店等の概要	(1) 支店等の名称		設置年月日	
	(2) 所在地			
	(3) 事業内容 (事業計画を含む。)		従業員数 〔うち派遣員数〕	名 (名)
2 金額				
3 資金の使途 (該当分に○)	イ 設置に係る資金 ロ 拡張に係る資金			
4 資金計画				
5 取引を行おうとする理由				
6 借入希望額				

年 月 日

島根県知事 様

島根県信用保証協会会長 様

上記海外投資は、県内事業所の閉鎖や従業員の雇用調整(解雇等の労働者雇用の安定に影響を及ぼすもの)を伴うものではありません。

所在地

企業名及び代表者氏名

業種

(様式第7号)

海外展開計画書

(海外直接投資に係る証券取得)

1 取 得 手 の 方	(1)名 称						
	(2)所 在 地						
	(3)業 種						
2 証 内 券 の 容 の 容	(1)銘 柄						
	(2)数 量						
	(3)額 面 金 額						
3 証 券 の 種 類 (該当分に○)	イ 設立新株 ロ 増資新株 ハ 発行済株式 ニ 社債 (普通・転換) ホ 出資の持分 ヘ 利札						
4 取 得 の 時 期							
5 取 得 の 対 価							
6 資 金 の 使 途 (該当分に○)	イ 設備資金 ロ 運転資金						
7 投 資 先 の 概 要	(1)名 称						
	(2)所 在 地						
	(3)設 立 年 月 日		(4)資 本 金	今回出資後の払込資本金を記入			
	(5)役 員、従 業 員 数	日本人 役員 名、従 業 員 名	その他 役員 名、従 業 員 名				
	(6)事 業 内 容 (事業計画を含む。)						
	(7)申 込 者 と の 関 係						
	(8)申 込 者 の 投 資 残 高	出 資	今回出資後の出資残高を記入			貸 付 け	
	出 資 額	出 資 前		今 回 出 資		出 資 後	
		金 額	比 率 (%)	金 額	比 率 (%)	金 額	比 率 (%)
	出 資 者 構 成	(9) 申 込 者					
申 込 者 の 出 資 会 社 そ の 他							
合 計			100.0		100.0		100.0
8 取 得 し よ う と す る 理 由							
9 借 入 希 望 額							

島根県知事 様

年 月 日

島根県信用保証協会会長 様

上記海外投資は、県内事業所の閉鎖や従業員の雇用調整(解雇等の労働者雇用の安定に影響を及ぼすもの)を伴うものではありません。

所在地

企業名及び代表者氏名

業種

(様式第8号)

海外展開計画書

(海外直接投資に係る金銭の貸付け)

1	貸付けの相手方及びその概要	(1) 名称		資本金		
		(2) 所在地				
		(3) 事業内容 (事業計画を含む。)				
		(4) 申込者との関係	申込者の出資比率	%	その他	
			申込者の出資会社の出資比率	%		
(5) 申込者の投資残高	出 資		貸付け			
2	貸 付 金 額					
3	契 約 時 期					
4	貸 付 時 期					
5	条 件	(1) 金 利				
		(2) 期 間				
		(3) 元金利の回収方法	元本… 利子…			
6	資 金 の 使 途 (該当分に○)	イ 設備資金	ロ 運転資金			
7	取引を行おうとする理由					
8	借 入 希 望 額					

島根県知事 様

年 月 日

島根県信用保証協会会長 様

上記海外投資は、県内事業所の閉鎖や従業員の雇用調整(解雇等の労働者雇用の安定に影響を及ぼすもの)を伴うものではありません。

所在地

企業名及び代表者氏名

業種

(様式第9号)

海外展開計画書

(海外直接投資の事業に係る従業員教育・調査)

1 投資事業の概要	(1) 投資事業の内容	
	(2) 支店(投資先)等の名称	
	(3) 支店(投資先)等の所在地	
2 上記事業と従業員教育・調査との関連性 (該当分に○)	イ 従業員教育 ロ 調査	
3 従業員教育・調査の実施期間		
4 所要資金の額 (うち借入希望額)	_____円 (うち借入希望額 _____円)	

年 月 日

島根県知事 様

島根県信用保証協会会長 様

上記海外投資は、県内事業所の閉鎖や従業員の雇用調整(解雇等の労働者雇用の安定に影響を及ぼすもの)を伴うものではありません。

所在地

企業名及び代表者氏名

業種

(様式第10号)

海外展開計画書

(海外への販路拡大に係る見本市、商談会への参加及び輸出入)

1 企業の概要

企業名		所在地	
資本金		従業員数	業種

2 海外への販路拡大に係る見本市、商談会への参加及び輸出入に係る事業計画

--

※資金が必要となる事業の内容を記載すること。

※必要に応じ、海外への販路拡大に係る見本市、商談会への参加及び輸出入に係る事業であることがわかる補足資料を添付すること。

3 事業資金(調達)計画

区分	金額(千円)	使途の概要	区分	金額(千円)	借入先
設備資金	土地		当該借入金		
	建物		その他借入金		
	機械設備		自己資金		-
	その他		その他		-
計					
運転資金					
合計			合計		-

島根県知事 様

年 月 日

島根県信用保証協会会長 様

上記海外展開は、県内事業所の閉鎖や従業員の雇用調整(解雇等の労働者雇用の安定に影響を及ぼすもの)を伴うものではありません。

所在地

企業名及び代表者氏名

業種

(様式第11号の2)

4. 必要資金合計

A+B+C = D 千円
 // (除く事業用土地) = 千円(当制度対応可能分)

5. 資金調達計画

事業に充てるための自己資金	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金額(千円)	種 類	金額(千円)
				有価証券	
				その他(具体的に)	
	自己資金合計			*通帳の写し、残高証明等を添付して下さい。	

借入金等	借入先	年利(%)	借入額(千円)	毎月返済額(千円)	借 入 期 間	
	今回の借入額				年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
	借入金等合計				調達資金 合計	E

6. 収支計画(創業後1年分・事業開始済みの場合)にあつては本資金融資後1年分)

支 出 (千円)		収 入 (千円)	
仕 入 高		売 上 高	
外 注 工 費		工 賃 収 入	
給 料 工 費		雑 収 入	
そ の 他 費 用			
利 益			
計		計	

7. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注予定 額(千円/年)	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注予定 額(千円/年)	支払方法

島根県信用保証協会 御中

借受者

(保証番号

)

創業者支援資金融資実行後報告書(1)

1. 創業計画の実施状況について

[申込人資格] (以下の(1)又は(2)に○印を付け、貸付実行日を記入してください。)

私は、

(1) 1ヶ月以内に個人で創業を行う計画で創業者支援資金融資を受けました。(貸付実行日: 年 月 日)

(2) 2ヶ月以内に会社を設立して創業を行う計画で創業者支援資金融資を受けました。(貸付実行日: 年 月 日)

[実施状況] (以下の(1)~(3)のいずれかに○印を付け、具体的内容等について記入してください。)

私は、

(1) 計画通り事業を開始(会社設立)しました。

(2) 計画と一部相違したが、事業を開始(会社設立)しました。

{相違点} (以下の(ア)~(キ)に○印を付けてください。)

(ア)業種 (イ)商品 (ウ)営業所所在地 (エ)得意先 (オ)仕入先

(カ)従業員数 (キ)その他

(具体的な内容等)

(3) まだ事業を開始(会社設立)していません。

(理由並びに今後の事業開始見込みについて)

2. 事業の開始(会社設立)については、次のとおりです。

(1) 上記1. (1)に該当する場合

主たる営業所	
開業年月日	年 月 日

(2) 上記1. (2)に該当する場合

法人名		代表者名	
本社登記上住所			
法人設立年月日	年 月 日	資本金	(百万円)

添付書類

1. 「開業等の届出(写)」(税務署等に提出したもの)

2. 「許認可証(写)」(必要により)

3. 「登記事項証明書」(法人の場合)

(金融機関コメント)

金融機関・支店名
代表者名
(担当者名)
(電話番号)

(商工会議所等コメント)

商工団体名
代表者
(担当者名)
(電話番号)

島根県信用保証協会 御中

借受者

(保証番号

)

創業者支援資金融資実行後報告書(2)

島根県中小企業制度融資特別融資創業者支援資金の借入に係る創業計画の実施状況について次のとおり報告します。

創業計画の実施状況について

1. 借入後の経過月数 (以下の(1)又は(2)に○印を付け、貸付実行日を記入してください。)

私が、

(1)創業者支援資金を借入れてから6ヶ月経過しました。(貸付実行日: 年 月 日)

(2)創業者支援資金を借入れてから1年経過しました。(貸付実行日: 年 月 日)

2. 実施状況 (以下の(1)~(3)のいずれかに○印を付け、具体的内容等記入してください。)

実施状況については、以下のとおりです。

(1)計画以上に事業が進んでいる。

(具体的な内容等)

(2)計画どおり事業が進んでいる。

(3)計画どおり事業が進んでいない。

{理由} (以下の(ア)~(キ)に○印を付けてください。)

(ア)売上不振

(イ)競合が厳しい

(ウ)資金繰りが多忙

(エ)収益性が低い

(オ)回収条件が厳しい

(カ)人材確保が難しい

(キ)その他

(具体的な内容等)

(金融機関コメント)

金融機関・支店名

代表者名

(担当者名)

(電話番号)

(商工会議所等コメント)

商工団体名

代表者名

(担当者名)

(電話番号)

(様式第12号)

新事業展開強化資金 研究開発関連計画書

1. 申請者の概要

企業名		代表者名	
事業の概要			

2. 研究開発の概要

研究開発テーマ			
研究開発の目的			
研究開発の内容及び規模			
成果の企業化又は適用の効果			
研究開発の体制	研究責任者の概要		研究に従事する人員数
	自社の研究体制	(氏名) (略歴)	人
	指導機関の概要		指導者の概要
	他機関から受ける指導	(名称) (所在地)	(職名) (氏名)
研究開発の実施場所			
研究開発のスケジュール	研究開発の開始予定	年	月
	研究開発の完了予定	年	月
	企業化(適用)予定	年	月
研究開発費	総額	(千円) (当資金申込額	(千円))

(様式第13号の3)

経営計画及び資金計画

(単位：千円)

	2年前 (年 月期)	1年前 (年 月期)	直近期末 (年 月期)	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)
①売上高						
②売上原価						
③売上総利益 (①-②)						
④販売費及び 一般管理費						
⑤営業利益						
⑥営業外費用						
⑦経常利益 (⑤-⑥)						
⑧人件費						
⑨設備投資額						
⑩運転資金						
普通償却額						
特別償却額						
⑪減価償却費						
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)						
⑬従業員数						
⑭一人当たり付加価値額 (⑫÷⑬)						
⑮資金調達額 (⑨+⑩)	政府系金融 機関借入	-	-	-		
	民間金融 機関借入	-	-	-		
	自己資金	-	-	-		
	その他	-	-	-		
	合計	-	-	-		

(各種指標の算出式)

「経常利益」：営業利益－営業外費用（支払利息、新株発行費等）

「付加価値額」：営業利益＋人件費＋減価償却費

「一人当たりの付加価値額」：付加価値額÷従業員数

「営業利益」：売上総利益（売上高－売上原価）－販売費及び一般管理費

(付加価値額等の算出方法)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を参入しましたか。（はい・いいえ）

減価償却費にリース費用を参入しましたか。（はい・いいえ）

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。（はい・いいえ）

(様式第13号の4)

設備投資計画 (経営革新計画に係るもの)

(単位:円)

	機械装置名称 (導入年度)	単 価	数 量	合計金額
1	(年度)			
2	(年度)			
3	(年度)			
4	(年度)			
5	(年度)			
6	(年度)			
7	(年度)			
8	(年度)			
9	(年度)			
10	(年度)			

※ 土地、建物等、設備以外のものも記載してください。計

運転資金計画 (経営革新計画に係るもの)

(単位:円)

年 度	金 額
年度	
年度	
年度	

記 載 要 領

新事業展開強化資金 経営革新計画(様式第13号～第13号の4)関係

新事業展開強化資金(経営革新計画関係)申込者は、以下の要領に従って、経営革新計画の必要事項を記載すること。

1 経営革新の目標

様式第13号の該当する欄に記載すること。

2 経営革新による経営の向上の程度を示す指標

様式第13号の該当する欄に記載すること。経営の向上の程度を示す指標は、付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計額)又は一人当たりの付加価値額のいずれか及び経常利益(資金調達に係る財務活動に係る費用(支払利息、新株発行費等)を含み、本業との関連性の低いもの(有価証券売却益、賃料収入等)は含まない。)を用いること。付加価値額及び一人当たりの付加価値額並びに経常利益をそれぞれ記載すること。

(1) 人件費は、以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出すること。

- ・ 売上原価に含まれる労務費(福利厚生費、退職金等を含んだもの)
- ・ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
- ・ 派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用

(2) 減価償却費は、以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、当該項目については省くこと。

- ・ 減価償却費(繰延資産の償却額を含む。)
- ・ リース・レンタル費用(損金算入されるもの)

(3) 一人当たりの付加価値額

- ・ 勤務時間によって人数を調整すること。
- ・ 従業員数の定義については、付加価値額の定義と整合性のとれるものとする必要がある。例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、分母にも加える必要がある。(その際には、勤務時間によって人数を調整する必要がある。)
- ・ 伸び率の算出は、小数点以下第2位を四捨五入したものを記載すること。

3 経営革新の内容及び実施時期

様式第13号の「経営革新の内容及び既存事業との相違点」欄及び様式第13号の2に記載すること。経営革新の内容については、新事業活動の類型に則して、新たな取組の内容を具体的に記述すること。

なお、様式第13号の2の記載方法は、次のとおりとする。

(1) 番号は、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように、実施項目を関連付けて記載すること。

(2) 実施項目は、具体的な実施内容を記載すること。

(3) 評価基準は、定量化できるものは定量化した基準を設定することとするが、定性的な基準でも可とする。

(4) 評価頻度は、自社で計画の進捗状況の評価する頻度又は時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。

(5) 実施時期は、実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること。1-1は初年の最初の四半期に開始、3-4は3年目の第4四半期に開始することを示す。

4 経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

様式第13号の3に記載すること。直近3年間の決算書から記入すること。創業3年未満の場合は記入できる範囲に記載すること。また、資金調達額については、計画期間の間のみ記載し、経営革新計画に係る設備投資計画及び運転資金計画を予定している者は、併せて様式第13号の4に記載すること。

5 その他

様式第13号の「申請者名・資本金・業種」欄の業種は、日本標準産業分類に掲げる小分類を記載すること。「実施体制」欄は、自社の経営革新を大学・公設試験研究機関・他の企業などと連携して行う場合には、その連携先と連携内容について記載すること。

(様式第14号)

年 月 日

〇〇商工会議所会頭 様
〇〇商工会会長 様
島根県中小企業団体中央会会長 様
公益財団法人しまね産業振興財団理事長
(石見事務所長) 様

所在地 _____
企業名 _____
代表者名 _____

新事業展開強化資金 収益体質強化計画書

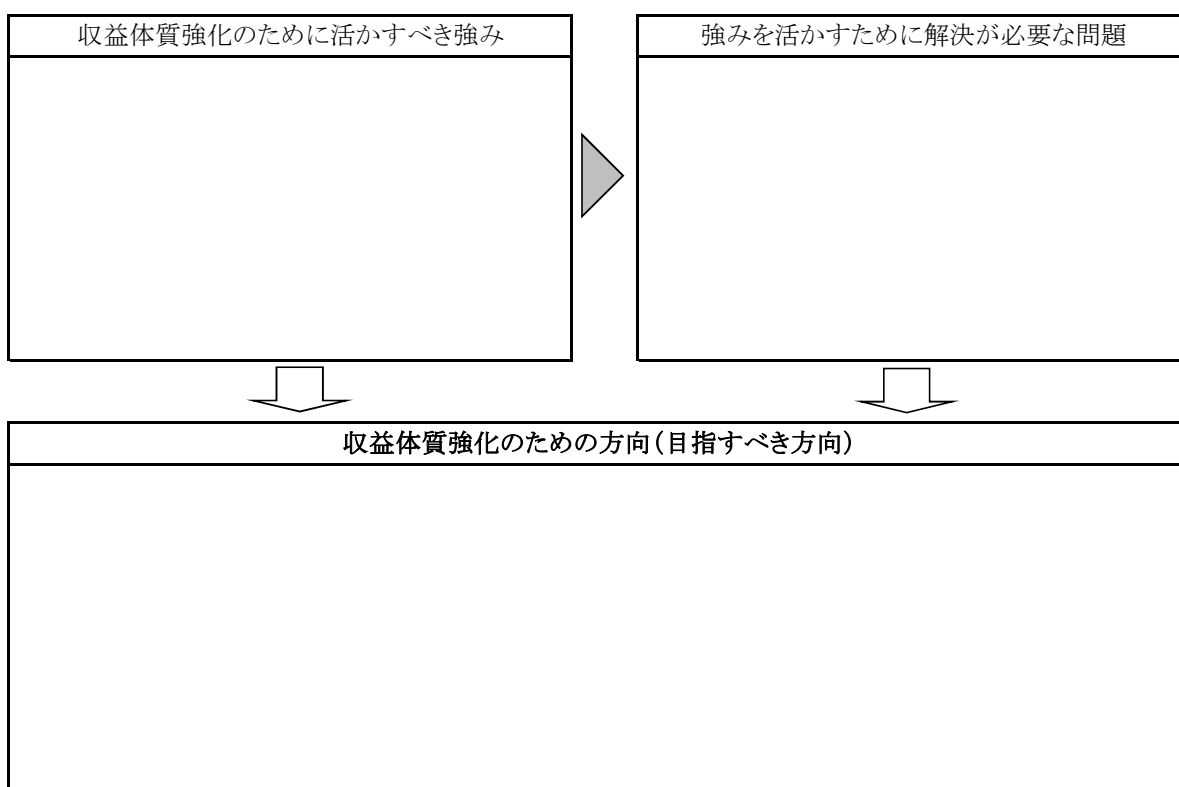
下記のとおり計画を策定しましたので、内容の確認をお願いします。

記

1 現状

外部環境		機会	強み	内部環境
		脅威	弱み	

2 収益体質強化のための方向



(様式第14号の2)

3 経営の到達点、目標設定

経営の到達点	
目標設定 (営業利益率等)	

4 収益体質の強化を図るために行う設備投資の内容

投資目的					
投資内容					
設備投資による 収益体質強化 の内容					
投資額	千円	うち設備資金	千円	返済期間	年 (うち据置 月)
運転資金	必要・不要	必要額	千円	返済期間	年 (うち据置 年)
	借換の必要性	なし	あり→	借換理由	

5 収益体質の強化を図るために行う設備投資以外の取組

対応	設備投資直後	○年後	○年後
仕入力強化			
技術力強化			
販売力強化			
効率性向上			
企画力強化			

様

〇〇商工会議所会頭
〇〇商工会会長
島根県中小企業団体中央会会長
公益財団法人しまね産業振興財団理事長(石見事務所長)

新事業展開強化資金 収益体質強化計画確認書

〇月〇日付で申請のあった収益体質強化計画の内容を確認しました。
については、下記の点に留意し、計画を進めてください。

記

1 確認欄

適否	内 容
	収益体質の強化となる内容の経営戦略が描かれている。
	収益体質の強化と認められる数値目標が設定されている。
	技術力強化、販売力強化、効率性向上等の収益体質の強化となる具体的な取組が示されている。

2 計画に対する意見又は提案

--

3 計画達成に有効な支援策

支援名称	内容	関係機関・連絡先

4 その他

--

(様式第15号)

借換計画書

本資金投入後の借入金の状況

(単位:千円)

金融機関名等	長・短	現状(年 月末現在)		計 画	
		残高	毎月返済額	残高	毎月返済額
本資金	長				
合計					

(様式第16号)

再生支援資金融資申込書附属資料

申込人

1. 営業の概況等 (千円)

主な生産(販売)品目	最近3ヶ年間の年間売上額			主な取引先名	最近3ヶ年間の年間売上(仕入)額		
	年度	年度	年度		年度	年度	年度
1.				(売上)			
2.							
3.							
4.							
5.				(仕入)			
6. その他							
計							
生産形態	受注生産	%、見込生産	%	販売形態	直 売	%、その他	%
支払条件	現 金	%、手 形	%	受取条件	現 金	%、手 形	%

既借入金の返済条件緩和に対する金融機関の協力状況(金融機関別に記入のこと。)

2. 再生計画
<今後の経営の考え方>

<具体的施策>	効果(千円)	当該年	翌年以降 (単年ベース)	計
1.				
2.				
3.				
4.				
5.				
合計				

<向う1ヶ年間の資金調達計画の概要>

(様式第16号の2)

年 月 日

島根県知事様

商工調停士

再生支援資金推薦書

市
郡 町 _____ から提出のあった島根県中小企業特別融資再生支援
資金融資申込みについて、再生計画、経営者の人物・能力等総合的に検討した結果、当該企業に対し
て本資金を下記により融資することが必要・妥当と判断し推薦します。

記

融資必要額	千円
融資実行時期	年 月 上・中・下旬
融資期間	年
返済方法	ヶ月据置後 回払
(意見)	

申込人

(貸出実行日 年 月 日)
(保証番号)

再生支援資金融資実行後報告書
(決算書又は試算表添付)

1. 再生計画	当初計画		実績 累計	(/)		(/)		(/)		(/)	
	具体的施策	当該年		翌年以降 (単年ベース)	実績	評価	実績	評価	実績	評価	実績
1.											
2.											
3.											
4.											
5.											
合計											

2. 追加・補完計画	具体的施策	実績 累計	(/)		(/)		(/)		(/)	
			実績	評価	実績	評価	実績	評価	実績	評価
1.										
2.										
3.										
合計										

評価基準～◎:100%以上、○:100%未満80%以上、△:80%未満50%以上、▲:50%未満30%以上、×:30%未満

3. コメント				
実績が計画比未達の場合の理由等、 記入してください。				

4. 収支計画表	決算年月	(/)		(/)		(/)		(/)	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
売上高									
売上原価									
売上総利益									
一般管理費及び販売費									
営業利益									
営業外収入									
営業外費用									
経常利益									
特別損益									
税引前当期利益									
法人税等									
当期利益									
長期借入金返済額									
減価償却費									
当期利益+減価償却費									
増資									
資産処分等									

5. 金融機関所見
金融機関・支店名 代表者名 (担当者) (電話番号)

6. 商工会議所等所見
商工団体名 代表者名 (担当者) (電話番号)

セーフティネット資金 融資申込書附属資料

申込人

下記要件に該当しているので、セーフティネット資金の借入を申し込みます。
(以下の(1)~(4)に○印をつけてください。)

記

- (1) 指定再生手続開始申立等事業者に対する債権(売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。))又は前渡金返還請求権をいう。)の回収に困難を来しているため経営の安定に支障を来している。(様式第18号を流用して確認が必要)
- (2) 指定事業活動制限事業者との直接取引又は間接的な取引の連鎖の関係にあり、売上高等が減少しており、経営の安定に支障を来している。
(様式第19号又は第20号を流用して確認が必要)
- (3) 指定地域内において1年以上継続して事業を行っており、指定事業活動制限事業者の影響により、売上高等が減少しており、経営の安定に支障を来している。
(様式第21号を流用して確認が必要)
- (4) その他、中小企業信用保険法第2条第5項各号又は第6項のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じている。
(様式第18号~第28号のいずれかの添付が必要)

年 月 日

上記の事実関係を確認しました。

商工会議所会頭
商 工 会 会 長
島根県中小企業団体中央会会長
公益財団法人しまね産業振興財団理事長(石見事務所長)

(様式第18号)

様式第1

中小企業信用保険法第2条第5項第1号 の規定による認定申請書	
年 月 日	
市町村長様	
申請者 住 所 _____	
氏 名 _____	
私は、 _____ が、令和 _____ 年 月 日(注1) _____ の申立てを 行ったことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となったことにより、 経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定 に基づき認定されるようお願いします。	
記	
1	_____ に対する売掛金 _____ 円 うち回収困難な額 _____ 円
2	_____ に対する取引依存度 _____ % (A/B)
	A : _____ 年 月 日から _____ 年 月 日までの _____ に 対する取引額等 _____ 円
	B : 上記期間中の全取引額等 _____ 円
年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 (注)本認定書の有効期間: _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで	
認定者 _____ 印	

(注) 1:(注1) _____ には、「破産手続開始」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

2: 上記1、2のいずれかを記載のこと。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に
対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 申請者の押印の要否については、市町村の判断によります。

(様式第19号)

様式第2-①-イ

中小企業信用保険法第2条第5項第2号 イの規定による認定申請書(①-イ)	
年 月 日	
市町村長様	
申請者 住所 _____	
氏名 _____	
私は、 _____ が、令和 年 月 日から(注1) _____ を行っている ことにより、下記のとおり同事業者との直接取引について売上高等の減少が生じているた め、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イ の規定に基づき認定されるようお願いいたします。	
記	
1 _____ に対する取引依存度 _____ % (A/B)	
A: _____ 年 月 日から _____ 年 月 日までの _____ に 対する取引額等 _____ 円	
B: 上記期間中の全取引額等 _____ 円	
2 売上高等	
(イ) 最近1ヶ月間の売上高等	
$\frac{D-C}{D} \times 100$ 減少率 _____ % (実績)	
C: 事業活動の制限を受けた後最近1ヶ月間の売上高等 _____ 円	
D: Cの期間に対応する前年1ヶ月間の売上高等 _____ 円	
(ロ) (イ)の期間も含めた今後3ヶ月間の売上高等	
$\frac{(D+F)-(C+E)}{D+F} \times 100$ 減少率 _____ % (実績見込み)	
E: Cの期間後2ヶ月間の見込み売上高等 _____ 円	
F: Eの期間に対応する前年の2ヶ月間の売上高等 _____ 円	
年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 (注)本認定書の有効期間: _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで	
認定者	印

(注) 1 (注1) _____ には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗
の閉鎖」等を入れる。

2 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に
対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 申請者の押印の可否については、市町村の判断によります。

(様式第20号)

様式第2-①-ロ

中小企業信用保険法第2条第5項第2号 ロの規定による認定申請書	
年 月 日	
市町村長様	
申請者 住所 _____	
氏名 _____	
私は、 _____ が、令和 年 月 日から(注1) _____ を行っていることにより、下記のとおり同事業者との間接的な取引の連鎖関係について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号ロの規定に基づき認定されるようお願いいたします。	
記	
1	_____に対する取引依存度 _____ % (A/B) A: _____ 年 月 日から _____ 年 月 日までの _____ に 関連する取引額等 _____ 円
	B: 上記期間中の全取引額等 _____ 円
2	売上高等
	(イ) 最近1ヶ月間の売上高等
	$\frac{D-C}{D} \times 100$ 減少率 _____ % (実績)
	C: 事業活動の制限を受けた後最近1ヶ月間の売上高等 _____ 円
	D: Cの期間に対応する前年1ヶ月間の売上高等 _____ 円
	(ロ) (イ)の期間も含めた今後3ヶ月間の売上高等
	$\frac{(D+F)-(C+E)}{D+F} \times 100$ 減少率 _____ % (実績見込み)
	E: Cの期間後2ヶ月間の見込み売上高等 _____ 円
	F: Eの期間に対応する前年の2ヶ月間の売上高等 _____ 円
年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 (注)本認定書の有効期間: _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで	
認定者 _____ 印	

(注) 1 (注1) _____ には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

2 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 申請者の押印の可否については、市町村の判断によります。

(様式第21号)

様式第2-①-ハ

中小企業信用保険法第2条第5項第2号 への規定による認定申請書	
年 月 日	
市町村長様	
申請者	
住所 _____	
氏名 _____	
私は、 _____ が、令和 年 月 日から(注1) _____ を行っている ことにより、下記のとおり売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じてお りますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号への規定に基づき認定されるよう願 いします。	
記	
1 事業開始年月日	_____ 年 月 日
2 売上高等	
(イ) 最近1ヶ月間の売上高等	
$\frac{B-A}{B} \times 100$	減少率 _____ % (実績)
A: 事業活動の制限を受けた後最近1ヶ月間の売上高等	_____ 円
B: Aの期間に対応する前年1ヶ月間の売上高等	_____ 円
(ロ) (イ)の期間も含めたこの後3ヶ月間の売上高等	
$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$	減少率 _____ % (実績見込み)
C: Aの期間後2ヶ月間の見込み売上高等	_____ 円
D: Cの期間に対応する前年の2ヶ月間の売上高等	_____ 円
年 月 日	
申請のとおり、相違ないことを認定します。	
(注)本認定書の有効期間: _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで	
認定者	印

(注) 1 (注1) _____ には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

2 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行う必要があります。
- ③ 申請者の押印の可否については、市町村の判断によります。

(様式第22号)

様式第2-②

中小企業信用保険法第2条第5項第2号
イの規定による認定申請書(②)

年 月 日

市町村長様

申請者

住所 _____

氏名 _____

私は、 _____ が、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から(注1) _____ を行っ
たことに伴い、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた
資金調達が必要となっておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に
基づき認定されるようお願いします。

記

1 金融機関からの総借入金残高のうち、 _____ からの借入金残高の割合
_____ % (A/B)

A : _____ 年 _____ 月 _____ 日の _____ からの借入金残高
_____ 円

B : _____ 年 _____ 月 _____ 日の金融機関からの総借入金残高
_____ 円

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間: _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

認定者

印

(注) (注1) _____ には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「金融
取引の調整」等を入れる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に
対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 申請者の押印の可否については、市町村の判断によります。

(様式第23号)

様式第3

中小企業信用保険法第2条第5項 第3号の規定による認定申請書	
年 月 日	
市町村長様	
申請者 住所 _____	
氏名 _____	
私は、(注1) _____ 業を営んでいるが、(注2) _____ の発生に 起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険 法第2条第5項第3号の規定に基づき認定されるようお願いします。	
記	
1 事業開始年月日	_____ 年 月 日
2 (1)売上高等	
(イ) 最近1か月間の売上高等	
$\frac{B-A}{B} \times 100$	減少率 _____ % (実績) (注3)
A : 災害等の発生における最近1か月間の売上高等	_____ 円 (注3)
B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等	_____ 円 (注3)
(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み	
$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$	減少率 _____ % (実績見込み) (注3)
C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等	_____ 円 (注3)
D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等	_____ 円 (注3)
3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由	
年 月 日	
申請のとおり、相違ないことを認定します。	
(注)本認定書の有効期間: _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで	
認定者	印

- (注)1 (注1) _____ には、業種別表に掲げる業種名を入れる。複数の業種に属する事業を行
っている場合は、主たる事業(売上高が最大である事業)が属する業種名を入れる。
2 (注2) _____ には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。
3 複数の業種に属する事業を行っている場合、主たる事業が属する業種の減少率等
と申請者全体の減少率等の両方を記入する。
4 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に
対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 申請者の押印の要否については、市町村の判断によります。

(様式第24号)

様式第4

中小企業信用保険法第2条第5項
第4号の規定による認定申請書

年 月 日

市町村長様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

私は、(注1) _____ の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 (1)売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

$\frac{B-A}{B} \times 100$ 減少率 _____ % (実績)

A : 災害等の発生における最近1ヶ月間の売上高等

B : Aの期間に対応する前年1ヶ月間の売上高等 _____ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$ 減少率 _____ % (実績見込み)

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等

D : Cの期間に対応する前年の2ヶ月間の売上高等 _____ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由 _____ 円

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで

認定者

印

(注)1 (注1) _____ には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

2 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行う必要があります。
- ③ 申請者の押印の可否については、市町村の判断によります。

(様式第25号の1の1)

認定権者使用欄		

様式第5-(イ-①)

中小企業信用保険法第2条第5項
第5号の規定による認定申請書(イ-①)

年 月 日

市町村長様

申請者
住 所

氏 名

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、(注2) _____ が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種(業種別表に掲げる日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等 (注3)

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%(\text{実績})$$

	最近の月 (月)	1ヶ月前の月 (月)	2ヶ月前の月 (月)	直近3ヶ月の 合計
最近3ヶ月の売上高等	千円	千円	千円	(A) 千円
上記に対応する 前年3ヶ月の売上高等	千円	千円	千円	(B) 千円

年 月 日
申請のとおり、相違ないことを認定します。
(注)本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで

認定者 印

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) (注2) _____ には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(注3) 企業全体の売上高等を記載。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 申請者の押印の可否については、市町村の判断によります。

(様式第25号の1の2)

認定権者使用欄

様式第5-(イ-②)

<p>中小企業信用保険法第2条第5項 第5号の規定による認定申請書(イ-②)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>																													
<p>市町村長様</p> <hr/>																													
申請者																													
住 所																													
氏 名																													
<p>私は、(注2) _____業を営んでいるが、下記のとおり、(注3) _____が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。</p>																													
記																													
売上高等																													
$\frac{B-A}{B} \times 100$	主たる業種の減少率 %(実績)																												
$\frac{B'-A'}{B'} \times 100$	全体の減少率 %(実績)																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>最近の月 (月)</th> <th>1ヶ月前の月 (月)</th> <th>2ヶ月前の月 (月)</th> <th>直近3ヶ月の 合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主たる 業種</td> <td>最近3ヶ月の売上高等</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>(A) 千円</td> </tr> <tr> <td>上記に対応する 前年3ヶ月の売上高等</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>(B) 千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全体</td> <td>最近3ヶ月の売上高等</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>(A') 千円</td> </tr> <tr> <td>上記に対応する 前年3ヶ月の売上高等</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>(B') 千円</td> </tr> </tbody> </table>				最近の月 (月)	1ヶ月前の月 (月)	2ヶ月前の月 (月)	直近3ヶ月の 合計	主たる 業種	最近3ヶ月の売上高等	千円	千円	千円	(A) 千円	上記に対応する 前年3ヶ月の売上高等	千円	千円	千円	(B) 千円	全体	最近3ヶ月の売上高等	千円	千円	千円	(A') 千円	上記に対応する 前年3ヶ月の売上高等	千円	千円	千円	(B') 千円
		最近の月 (月)	1ヶ月前の月 (月)	2ヶ月前の月 (月)	直近3ヶ月の 合計																								
主たる 業種	最近3ヶ月の売上高等	千円	千円	千円	(A) 千円																								
	上記に対応する 前年3ヶ月の売上高等	千円	千円	千円	(B) 千円																								
全体	最近3ヶ月の売上高等	千円	千円	千円	(A') 千円																								
	上記に対応する 前年3ヶ月の売上高等	千円	千円	千円	(B') 千円																								
<p>年 月 日</p> <p>申請のとおり、相違ないことを認定します。</p> <p>(注)本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで</p>																													
認定者	印																												

(注1) 本様式は、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) (注2) _____には、主たる事業が属する業種(業種別表に掲げる日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。

(注3) (注3) _____には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 申請者の押印の可否については、市町村の判断によります。

(様式第25号の1の3)

認定権者使用欄		

様式第5-(イ-③)

中小企業信用保険法第2条第5項
第5号の規定による認定申請書(イ-③)

年 月 日

市町村長様

申請者
住所

氏 名

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、(注2) _____が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する業種(業種別表に掲げる日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

(1)前年の企業全体の売上高等に対する、上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$$\frac{B-A}{D} \times 100 \quad \text{割合} \quad \text{\% (実績)}$$

(2)企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{D-C}{D} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \text{\% (実績)}$$

		最近の月 (月)	1ヶ月前の月 (月)	2ヶ月前の月 (月)	直近3ヶ月の 合計
指定業種	最近3ヶ月の売上高等	千円	千円	千円	(A) 千円
	上記に対応する前年3ヶ月の売上高等	千円	千円	千円	(B) 千円
全体	最近3ヶ月の売上高等	千円	千円	千円	(C) 千円
	上記に対応する前年3ヶ月の売上高等	千円	千円	千円	(D) 千円

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで

認定者 印

(注1) 本様式は、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) (注2) _____には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 申請者の押印の要否については、市町村の判断によります。

(様式第25号の2の1)

認定権者使用欄		

様式第5-(ロー①)

<p>中小企業信用保険法第2条第5項 第5号の規定による認定申請書(ロー①)</p>																
<p>市町村長様</p>	<p>年 月 日</p>															
<p>住 所 _____ 氏 名 _____</p>																
<p>私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油等及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。</p>																
<p>(表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; height: 20px;"></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																
<p>※表には営んでいる事業が属する業種(業種別表に掲げる日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。</p>																
<p>記</p>																
<p>①原油等の仕入単価の上昇(注2)</p> $\frac{E}{e} \times 100 - 100$ <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <p>上昇率</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <p>%</p> </td> </tr> <tr> <td>E : 原油等の最近1ヶ月間における平均仕入れ単価</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">円(注4)</td> </tr> <tr> <td>e : Eの期間に対応する前年1ヶ月間の平均仕入れ単価</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">円(注4)</td> </tr> </table>			<p>上昇率</p>	<p>%</p>	E : 原油等の最近1ヶ月間における平均仕入れ単価		円(注4)	e : Eの期間に対応する前年1ヶ月間の平均仕入れ単価		円(注4)						
	<p>上昇率</p>	<p>%</p>														
E : 原油等の最近1ヶ月間における平均仕入れ単価		円(注4)														
e : Eの期間に対応する前年1ヶ月間の平均仕入れ単価		円(注4)														
<p>②原油等が売上原価に占める割合(注2)</p> $\frac{S}{C} \times 100$ <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <p>依存率</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <p>%</p> </td> </tr> <tr> <td>C : 申込時点における最新の売上原価</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">円(注4)</td> </tr> <tr> <td>S : Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">円(注4)</td> </tr> </table>			<p>依存率</p>	<p>%</p>	C : 申込時点における最新の売上原価		円(注4)	S : Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格		円(注4)						
	<p>依存率</p>	<p>%</p>														
C : 申込時点における最新の売上原価		円(注4)														
S : Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格		円(注4)														
<p>③製品等価格への転嫁の状況(注3)</p> $\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$ <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <p>P =</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;"> <p>%</p> </td> </tr> <tr> <td>A : 申込時点における最近3ヶ月間の原油等の仕入価格</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">円(注4)</td> </tr> <tr> <td>a : Aの期間に対応する前年3ヶ月間の原油等の仕入価格</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">円(注4)</td> </tr> <tr> <td>B : 申込時点における最近3ヶ月間の売上高</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">円(注4)</td> </tr> <tr> <td>b : Bの期間に対応する前年3ヶ月間の売上高</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">円(注4)</td> </tr> </table>			<p>P =</p>	<p>%</p>	A : 申込時点における最近3ヶ月間の原油等の仕入価格		円(注4)	a : Aの期間に対応する前年3ヶ月間の原油等の仕入価格		円(注4)	B : 申込時点における最近3ヶ月間の売上高		円(注4)	b : Bの期間に対応する前年3ヶ月間の売上高		円(注4)
	<p>P =</p>	<p>%</p>														
A : 申込時点における最近3ヶ月間の原油等の仕入価格		円(注4)														
a : Aの期間に対応する前年3ヶ月間の原油等の仕入価格		円(注4)														
B : 申込時点における最近3ヶ月間の売上高		円(注4)														
b : Bの期間に対応する前年3ヶ月間の売上高		円(注4)														
<p>年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 (注)本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで</p>																
<p>認定者</p>	<p>印</p>															

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) P>0となっていること。

(注4) 申請者全体の値を記載。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

③ 申請者の押印の要否については、市町村の判断によります。

(様式第25号の2の2)

認定権者使用欄

様式第5-(ロ-②)

<p>中小企業信用保険法第2条第5項 第5号の規定による認定申請書(ロ-②)</p>		<p>年 月 日</p>
<p>市町村長様</p>	<p>申請者</p>	
<p>氏 名</p>		
<p>私は、(注2) _____ 業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油等及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。</p>		
記		
①原油等の仕入単価の上昇(注3)	上昇率	(主たる業種) %
$\frac{E}{e} \times 100 - 100$		(全体) %
E : 原油等の最近1ヶ月間における平均仕入れ単価		(主たる業種) 円
		(全体) 円
e : Eの期間に対応する前年1ヶ月間の平均仕入れ単価		(主たる業種) 円
		(全体) 円
②原油等が売上原価に占める割合(注3)	依存率	(主たる業種) %
$\frac{S}{C} \times 100$		(全体) %
C : 申込時点における最新の売上原価		(主たる業種) 円
		(全体) 円
S : Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格		(主たる業種) 円
		(全体) 円
③製品等価格への転嫁の状況(注4)		(主たる業種) P = %
$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$		(全体) P = %
A : 申込時点における最近3ヶ月間の原油等の仕入価格		(主たる業種) 円
		(全体) 円
a : Aの期間に対応する前年3ヶ月間の原油等の仕入価格		(主たる業種) 円
		(全体) 円
B : 申込時点における最近3ヶ月間の売上高		(主たる業種) 円
		(全体) 円
b : Bの期間に対応する前年3ヶ月間の売上高		(主たる業種) 円
		(全体) 円
<p>年 月 日</p> <p>申請のとおり、相違ないことを認定します。</p> <p>(注)本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで</p>		
認定者	印	

- (注1) 本様式は、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。
- (注2) (注2) _____ には、主たる事業が属する指定業種(業種別表に掲げる日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。
- (注3) 主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入単価、売上原価、原油等の仕入価格を記載。上昇率及び依存率が20%以上となっていること。
- (注4) 主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入価格、売上高を記載。P>0となっていること。
- (留意事項)
- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 申請者の押印の要否については、市町村の判断によります。

(様式第25号の2の3)

認定権者使用欄		

様式第5-(ロ-③)

中小企業信用保険法第2条第5項
第5号の規定による認定申請書(ロ-③)

年 月 日

市町村長様

住 所
氏 名

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油等及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には、指定業種であつて、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種(業種別表に掲げる日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

①上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に係る原油等の仕入単価の上昇(注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

上昇率 %

E: 指定業種に係る原油等の最近1ヶ月間における平均仕入れ単価 円

e: 指定業種に係るEの期間に対応する前年1ヶ月間の平均仕入れ単価 円

②全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等が売上原価に占める割合(注2)

$$\frac{S}{C} \times 100$$

依存率 %

C: 申込時点における最新の全体の売上原価 円

S: Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格 円

③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1$$

P1 = %

A1: 申込時点における最近3ヶ月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

a1: A1の期間に対応する前年3ヶ月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

B1: 申込時点における最近3ヶ月間の指定業種に係る売上高 円

b1: B1の期間に対応する前年3ヶ月間の指定業種に係る売上高 円

③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2$$

P2 = %

A1: 申込時点における最近3ヶ月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

a1: A1の期間に対応する前年3ヶ月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

B2: 申込時点における最近3ヶ月間の全体の売上高 円

b2: B2の期間に対応する前年3ヶ月間の全体の売上高 円

年 月 日
申請のとおり、相違ないことを認定します。
(注)本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで

認定者 印

(注1) 本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) P1>0、かつ、P2>0となっていること。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

③ 申請者の押印の要否については、市町村の判断によります。

(様式第26号)

様式第6

中小企業信用保険法第2条第5項第6号
の規定による認定申請書

年 月 日

市町村長様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

私は、_____が破綻金融機関になったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 (注1) _____に対する借入

年 月 日から 年 月 日までの _____に
対する借入額

_____ 円

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで

認定者

印

(注) (注1) _____には、金融機関の名称を記入する。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 申請者の押印の要否については、市町村の判断によります。

(様式第27号)

様式第7

中小企業信用保険法第2条第5項第7号 の規定による認定申請書	
年 月 日	
市町村長様	
申請者 住所 _____	
氏 名 _____	
私は、(注1) _____ が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。	
記	
1. 金融機関からの総借入金残高の減少率	_____ % ((B-A)/B×100)
A: 年 月 日の金融機関からの総借入金残高	_____ 円
B: 年 月 日(Aの前年同期を記入のこと)の金融機関からの総借入金残高	_____ 円
2. (注1)の金融機関からの借入金残高の減少率	_____ % ((D-C)/D×100)
C: 年 月 日の(注1)の金融機関からの借入金残高	_____ 円
D: 年 月 日(Cの前年同期を記入のこと)の(注1)の金融機関からの借入金残高	_____ 円
3. 金融機関からの総借入金残高のうち、(注1)の金融機関からの借入金残高の占める割合	_____ % (C/A)
年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 (注)本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで	
認定者	印

(注)1 (注1) _____ には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

2 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び(注1)の金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 申請者の押印の可否については、市町村の判断によります。

(様式第28号)

様式第8

中小企業信用保険法第2条第5項第8号 の規定による認定申請書	
年 月 日	
市町村長様	
申請者	
住 所 _____	
氏 名 _____	
<p>私は、下記のとおり、(注1) _____ が株式会社整理回収機構(東京都千代田区丸の内3丁目4番2号)に、当社に対する貸付債権を譲渡したことにより、金融機関との金融取引において借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に基づき認定されるようお願いします。</p>	
記	
1 (注1) _____ が株式会社整理回収機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことを確認できる資料は、別添1のとおり。(注2)	
2 金融機関からの総借入金残高が減少していることを確認できる資料は、別添2のとおり。(注3)	
_____ % (A/B)	
A 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円	
B 年 月 日(Aの前年同期を記入のこと)の金融機関からの総借入金残高 _____ 円	
3 当社の事業計画書(事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した経営計画書)は、別添3のとおり。(注4)	
4 当社が、株式会社整理回収機構から、同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認できる資料は、別添4のとおり。(注5)	
年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 (注)本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで	
認定者	印

- (注) 1 (注1) _____ には、当該貸付債権の譲渡をした金融機関の名称を記入すること。
2 貸付債権が譲渡された事実を確認できる資料として、金融機関(注1) _____ から受け取った債権譲渡通知書等を添付すること。
3 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び(注1) _____ からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。
4 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画(様式自由)を作成し、添付すること。
5 株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認できる資料として、(注1) _____ による貸付債権の譲渡時の借入に係る約定書及び当該借入に係る返済条件の変更がなされた株式会社整理回収機構との約定書を添付すること。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 申請者の押印の可否については、市町村の判断によります。

島 根 県 知 事 様

島根県中小企業制度融資 融資申込書

下記のとおり、島根県中小企業制度融資要綱により申し込みます。

記

- 災害復旧資金
- 経済変動等資金

企業名				代表者名			
所在地				電 話	()		
設立(開業)		年 月		資本金 (元入金)	千円		
業 種				常用従業員	名		
申込金額		千円		融資希望 期 間	年 うち据置期間		
内訳	運転	千円、設備	千円	融資希望 金融機関 名		融資希望時期	月 日
被害 の 状 況	事業 用 資 産	(1)	千円	(4)	千円		
		(2)	千円	(5)	千円		
		(3)	千円	計	千円		
	事業 用 資 産 以 外	(1)	千円	(5)	千円		
		(2)	千円	(6)	千円		
		(3)	千円	(7)	千円		
		(4)	千円	計	千円		
	被害の原因						
資金 の 必 要 性 (注2)		(具体的に)					

注1 資金の必要性の欄には、被害の復旧に融資が必要な理由を記載すること。

注2 事業用資産以外の被害であって、市町村長が被災(事象を含む。)を証明できない場合は、災害との因果関係も具体的に記載すること。

(様式第29号の2)

災害復旧資金・経済変動等資金・災害対策特別資金 融資申込書附属資料(1)

1. 資金の使途

(1) 設備資金

(単位:千円)

	施設・設備名	製造所名・型式・規格・能力等	(残存) 耐用年数	数量	単価	金額(見積)
本 資 金 対 象 分			年			
	小計					
そ の 他						
	小計					
合計						
設置予定場所						
予定時期		契約 年 月、着工 年 月、完了 年 月				

(2) 運転資金

(単位:千円)

区 分	金 額
① 商品、材料仕入資金	
② 買掛、手形決済資金	
③ 諸経費支払資金	
④ その他(具体的に)	
計	

2. 資金調達計画

(単位:千円)

	本資金期待額	その他の借入金 (借入先)	自己資金	計
本資金対象分				
そ の 他				
計				

被災証明書

年 月 日

所在地
企業名
代表者名

1. 被害年月日 年 月 日
2. 被害の名称
3. 被害を受けた場所 市 町 字
郡 村
4. 被害状況(具体的に)

(1) 事業用資産の被害

	資産名	被害状況
①		
②		
③		
④		
⑤		

(2) 事業用資産以外の被害の原因となった事象

	事象	被害状況
①		
②		
③		
④		
⑤		

以上のとおり被害を受けたので、証明してください。

上記のとおり被害を受けたこと(4. (2)は事象があったこと)を証明します。

年 月 日

市町村長名

印

- (注) 1 被災地の市町村長の証明を受けること。
2 被害状況は、具体的に記入すること。
3 事業用資産の被害、事業用資産以外の被害については、別表を参考に記入すること。
4 本様式による提出が困難な場合は、各市町村が別途定める様式による証明でも可とする。
5 本様式又は市町村が別途定める様式による証明ができない場合は、様式第2号で被災地の商工会議所等による被害状況の確認の記載があることをもって代えることができる。
6 申請者の押印の可否については、市町村の判断による。

(様式第30号別表)

■資金使途の区別

	設備資金	運転資金
事業用資産	◎建物(構築物)等 新築、改築、改装 ◎機械設備等 更新等	◎建物(構築物)等 修繕費 ◎機械設備等 修繕費 ◎棚卸資産の被害額
事業用資産以外	/	◎被害(例) ① 施設・設備の復旧に要する期間の売上減少 ② 取引先事業者の被災による売掛債権の固定化 ③ 旅館業等における宿泊予約のキャンセルによる売上減少 ④ 停電・断水を起因とする営業停止による売上減少 ⑤ 停電による商品の毀損 ⑥ 交通マヒ等を起因とする納品遅れに対する違約金 ⑦ 被害復旧のために増加した従業員の人件費 ⑧ その他、事業用資産の被害以外で災害と因果関係のある被害

■事業用資産以外の被害の原因となった事象

事業用資産以外 被害(例)	事象(例)
① 施設・設備の復旧に要する期間の売上減少	施設・設備の被害
② 取引先事業者の被災による売掛債権の固定化	取引先事業者の施設・設備の被害
③ 旅館業等における宿泊予約のキャンセルによる売上減少	豪雨、停電、断水、フェリー欠航、交通規制(通行止め等)
④ 停電・断水を起因とする営業停止による売上減少	停電、断水
⑤ 停電による商品の毀損	停電
⑥ 交通マヒ等を起因とする納品遅れに対する違約金	フェリー欠航、交通規制(通行止め等)
⑦ 被害復旧のために増加した従業員の人件費	施設・設備の被害

(様式第31号)

年 月 日

島根県知事様

金融機関名
代表者名
(担当者名)
(電話番号)

() 資金融資状況報告書 (各資金別に別葉とする)
(年 月分)

(集計表)

前月末融資残高		当月融資額		当月償還額		当月末融資残高		備考
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	

(個別融資状況－当月融資額の内容)

融資先	業種	融資金額	資金使途	融資年月 年 月 日	最終償還期限 年 月 日まで	償還方法	信用保証 付・否
							付・否
							付・否
							付・否
							付・否
							付・否

※償還方法の欄には、据置期間及び割賦又は一括償還の別を記載すること。

審査運用基準

1. 共通事項

中小企業制度融資の各資金の併用を認める。ただし、融資対象ごとに各資金の融資限度額（設備資金については、設備の所要金額の範囲内）を適用する。

各 資 金 共 通
1. 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115 中庁第15号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25%又は年0.45%を上乗せする。
設 備 資 金
1. 融資限度額は当該施設・設備の設置に要する金額（消費税額を含む。）の範囲内とする。 2. 土地取得は対象にしない。 3. 法定耐用年数及び返済能力を参考に融資期間を定める。 4. 機械設備等の中古品で、十分な性能等を有しているものは対象とする。 5. 販売用、賃貸用及びリース用の施設・設備は対象にしない。 6. 福利厚生施設としての従業員宿舍の一戸建は対象にしない。 7. 居宅と店舗等の併用建物の対象事業費は、面積比により決定する。 8. 車輛は、業態上明らかに営業用車輛と認められるものを対象とする。ただし、登録諸費用は対象にしない。 9. 耐用年数が1年未満又は有形固定資産として登録されないものは対象にしない。 10. 原則として県内事業所の縮小、廃止等を行わない場合に限り、県内に本拠を有する企業が設置する県外の施設・設備又は海外直接投資の事業に必要な設備資金の利用を認める。 11. 融資の認定前の施設・設備の設置、取得は原則として認めない。 12. 認定は、対象施設等の見積額により行い、取扱金融機関は契約書又は注文請書の写（自家施工の場合は、原価計算書）の提出をまって対象経費額を確認の上、融資を実行するものとする。 13. 建物、機械設備等の修繕費は対象にしない。
運 転 資 金
1. 県内に主たる事業所のない企業は対象にしない。ただし、独立採算をしている企業については、この限りでない。 2. 月商額の算出は、原則として直近の決算及び直近の決算以降の試算表等をもとに行う。ただし、経済的環境の変化により一時的に売上の減少を来しているが、中長期的には売上の回復等が見込まれる場合にあっては、2期前の決算をもとに算出することができる。 3. 原則として県内事業所の縮小、廃止等を行わない場合に限り、県内に本拠を有する企業が県外の施設・設備又は海外直接投資（注）の事業において必要とする運転資金の利用を認める。

（注） 海外直接投資の事業において必要とする資金とは、外国における支店等の設置又は拡張に要する資金及び出資割合が10%以上となる海外法人への出資資金等、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の7に規定する資金をいう。

新型コロナウイルス感染症関連

1. 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るもの）を受け令和4年10月1日以降に中小企業制度融資を申込み場合、融資を受けた者は、原則として5年間にわたり、半期に一度、金融機関に対し、経営状況等を報告することとし、金融機関は、保証協会に対し中小企業者の経営課題に対する支援の実施状況等を報告するものとする。

2. 資金別

一 般 融 資

1. 一般資金

- (1) 設備資金の1回当たりの融資実行可能額は、資金所要額とする。ただし、年度内の融資限度額は、80百万円以内とする。
- (2) 運転資金について、融資実行可能額は本資金の運転資金における融資残高による。
- (3) 借換資金について、融資実行可能額は本資金の借換資金における融資残高による。

2. 一般資金(経営者保証非提供枠)

- (1) 1. 一般資金(1)~(3)に同じ
- (2) 融資対象者は、次のア. からオ. までのいずれにも該当する法人である中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人とする。ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人はア.、イ. 及びウ. の、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人はウ. の要件は問わない。
 - ア. 信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
 - イ. 申込日の直前の決算において、当該法人の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該法人の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該法人の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
 - ウ. 次の(ア)及び(イ)の両方又はいずれかを満たすこと。
 - (ア) 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。
 - (イ) 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。
 - エ. 次の(ア)及び(イ)について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - (ア) 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - (イ) 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該法人の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該法人の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該法人の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。
 - オ. 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。ただし、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第4条の2第5号に掲

げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。

- (3) 本資金の借入れにあたっては、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（20240115 中庁第 15 号）に基づく信用保証を要する。
- (4) 信用保証料率は、上記(2)ウ. (ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合は、責任共有年 0.65～1.75%、責任共有外年 0.65～1.95%とし、上記(2)ウ. (ア)又は(イ)のいずれか一方のみに該当する場合又は法人の設立後 2 事業年度の決算がない場合は、責任共有年 0.85～1.95%、責任共有外年 0.85～2.15%とする。
- (5) 信用保証料率の補助にあつては、令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの保証申込分について、年 0.15%に相当する額を国が補助する。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。
- (6) 資金使途は、一般関係に係る保証については事業資金とし、経営安定関連保証については、経営の安定に必要な事業資金とする。
- (7) 金融機関は、融資実行後、当該法人に対して上記(2)エ. (ア)及び(イ)の誓約事項について継続的な充足を促すこと。また、誓約事項に違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行い、改善が見られない場合には、必要に応じて今後の対応について信用保証協会及び当該法人と協議を行うものとする。

申込者が中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 5 項第 4 号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者である場合は、金融機関の責務及び報告として次のア. からエ. を行うものとする。

ア. 申込金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から 5 年にわたり、モニタリングを行うものとする。

イ. 申込金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。

ウ. 申込金融機関は、半期末時点における法人の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該法人に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

エ. 申込金融機関が上記イ. の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

3. 小規模企業特別資金

- (1) 運転資金について、融資実行可能額（小規模企業育成資金の融資がある場合は、その融資分を含む。）は、融資限度額と月商の概ね 3 ヶ月分のいずれか低い方とする。
- (2) 運転資金について再融資する場合は、本資金の既融資分の残高が融資限度額の 2 分の 1 以下の場合にあつては、その残高を一括償還し、申込みの所要資金に当該残高を加えた額を融資限度額の範囲内で新規に融資することができる。ただし、本資金の既融資分の残高が融資限度額の 2 分の 1 を超える場合にあつては、申込みの所要資金を融資限度額の範囲内で新規に融資するものとする。
- (3) 本資金と小規模企業育成資金において、市町村ごとの融資総額（常時の融資残高）を定めるものとし、その額は両資金合わせて、当該市町村又は商工会議所等が、これらの制度融資のために保証協会に対して出捐を行った基金又は県の指示する金融機関に預託を行った額の 15 倍とする。

4. 小規模企業育成資金

- (1) 融資実行可能額は本資金の融資残高による。
- (2) 運転資金について、融資実行可能額（小規模企業特別資金の融資がある場合は、その融資分を含む。）は、融資限度額と月商の概ね3ヶ月分のいずれか低い方とする。
- (3) 運転資金について再融資する場合は、本資金の既融資分の残高が融資限度額の2分の1以下の場合にあっては、その残高を一括償還し、申込みの所要資金に当該残高を加えた額を融資限度額の範囲内で新規に融資することができる。ただし、本資金の既融資分の残高が融資限度額の2分の1を超える場合にあっては、申込みの所要資金を融資限度額の範囲内で新規に融資するものとする。
- (4) 市町村ごとの融資総額（常時の融資残高）は、上記3の(3)による。

特 別 融 資

1. 創業者支援資金

- (1) 融資対象者は、次のア.、イ.及びウ.の要件に該当するものとする。
 - ア. 事業に必要な技術、知識等を有していること。
 - イ. 創業に係る適切な計画を有しており、雇用効果、設備投資効果等からみて地域活性化に資するものであること。
 - ウ. 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。
- (2) 本資金における自己資金額算定方法は次によるものとする。

自己資金額は、次のア.に掲げるものの合計額からイ.に掲げるものの合計額を控除した金額とする。

 - ア. 自己資金
 - 次に掲げるもののうち、当該創業予定の事業に充てるために用意したものに限り、自己資金として取り扱う。
 - (ア) 普通預金、定期預金等（MMF等預金に類似するものを含む。）残高の証明ができるもの
 - (イ) 有価証券に一定の評価率を乗じたもの
 - (ウ) 敷金及び入居保証金
 - (エ) 申込前に導入した当該事業用設備（不動産を除く。）
 - (オ) その他客観的に評価が可能な資産（不動産を除く。）
 - イ. 借入金
 - (ア) 住宅ローン、設備資金等の残存返済期間が2年以上のものは、年間返済予定額の2年分
 - (イ) (ア)に該当しないものは、当該借入金全額
 - (3) 本資金の融資を受けた者は、商工会議所等及び金融機関を通じて、融資実行6ヶ月及び1年経過後、速やかに創業者支援資金融資実行後報告書(2)（様式第11号の5）により保証協会あて報告を行わなければならない。
 - (4) 本資金の融資を創業計画段階で受けた者は、商工会議所等及び金融機関を通じて、事業開始又は会社設立について創業者支援資金融資実行後報告書(1)（様式第11号の4）により保証協会

あて報告を行わなければならない。

2. 新事業展開強化資金

- (1) 融資限度額は、設備資金にあつては1回当たりの融資限度額とし、運転資金にあつては本資金の融資残額による。
- (2) 融資対象者は、次のア. からオ. までのいずれかに該当する事業を行うことにより設備資金及び運転資金を必要とする中小企業者、組合又は、中小特定非営利活動法人とする。
 - ア. 特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業で次に掲げるもの
 - (ア) 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）附則第5条に基づき変更の認定を受けた研究開発等事業計画に基づき実施する事業
 - (イ) 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）の承認を受けた振興事業計画に基づき実施する事業
 - (ウ) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の承認を受けた経営革新計画又は同法律の認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に基づき実施する事業
 - (エ) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の認定を受けた新事業活動計画及び事業再編計画等に基づき実施する事業
 - (オ) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号）の認定を受けた特定研究開発等計画に基づき実施する事業
 - (カ) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）の認定を受けた地域産業資源活用事業計画に基づき実施する事業
 - (キ) 従前特別目的資金（平成18年度まで取り扱った資金）等により対象となっていた事業で、特別の法律等が廃止となったが、承認、認定等を受けた計画の期間中であるもの
 - イ. 県の中長期的な施策に関連する事業のうち、研究開発支援に関連する事業で次に掲げるもの
 - (ア) 次の(a)、(b)及び(c)に該当する者で、企業変革に向けての新商品又は新技術の研究開発のための下記(i)に該当する資金を必要とする者
 - (a) 概ね2年以内での企業化を目的とした研究開発計画を有すること。
 - (b) 金融機関の支援体制が確保されていること。
 - (c) 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。
 - (イ) 融資の対象となる経費は、研究開発のために要する次に掲げるものとする。
 - (a) 原材料及び副資材の購入に要する費用
 - (b) 機械装置、工具器具等の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する費用
 - (c) 外注加工に要する費用
 - (d) 技術指導の受入に要する経費
 - (e) 研究開発課題についての研究開発に直接関与する者の直接作業時間に対する人件費
 - (f) 市場調査費、技術研修費等で特に必要と認められるもの
 - (g) 研究開発計画の成果の事業化のため実施する事業に要する経費
 - (h) その他特に必要と認められる経費
 - ウ. 技術又は事業の新規性が認められる事業で次に掲げるもの
 - (ア) 既に他企業において利用されていない知的所有権（特許権、実用新案権又は半導体集積

回路配置利用権に限る。)に係る技術を利用して行う事業

(イ) 国又は地方公共団体の技術開発に係る補助金の交付を受けて開発した技術を利用して行う事業

(ウ) 国立試験研究機関、公設試験研究機関又はこれらの機関に準ずる公的機関等により、技術ノウハウ等の面で新規性を有する旨の確認を得た事業

(エ) 国立試験研究機関、公設試験研究機関又は技術アドバイザーの技術移転・指導を受けて行う事業

(オ) 地域における新事業として、保証協会の新事業認定審査会の認定を受けた事業

エ. 次に掲げる要件のすべてを満たした「収益体質強化計画」を策定し、かつ、商工会議所等が適当であると確認した事業。

(ア) 収益体質の強化となる内容の経営戦略が描かれていること。

(イ) 収益体質の強化と認められる数値目標が設定されていること。

(ウ) 技術力強化、販売力強化、効率性向上等の収益体質の強化となる具体的な取組が示されていること。

(エ) ただし、収益体質強化計画は、次に掲げる計画によって代えることができる。

(a) 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）の承認を受けた経営力向上計画

(b) 島根県事業承継新事業活動等支援事業実施要領に基づき採択された事業実施計画

オ. 次に掲げるいずれかの事業

(ア) ISO（国際標準化機構）が制定した国際規格の認証取得に取り組む事業（ISO 14001 の認証取得に係る事業を除く。）

(イ) HACCP（総合衛生管理製造過程）の導入に取り組む事業

(ウ) 経営革新計画を策定して実施する事業

(エ) その他必要と認められるもの

(3) 上記(2)オ. (ウ)においては以下の事項により運用する。

ア. 融資対象者は、新たな取組（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動）を行うことにより、具体的な指標の伸びを具体的に示す計画を作り、経営の相当程度の向上を図る中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人とする。

イ. 個々の申込者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として融資対象とする。ただし、業種毎に同業の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については融資対象外とする。

ウ. 経営革新計画の計画期間は3年間とする。

エ. 直近期末と計画終了時を比較して、「付加価値額」又は「一人当たり付加価値額」が9%以上であり、かつ「経常利益」が3%以上であること。

オ. 直近期末の「経常利益」がマイナスの場合、計画終了時の「経常利益」がプラスとなっていないなければならない。

(4) 運転資金の新規分の融資実行可能額は、融資限度額と月商の概ね3ヶ月分のいずれか低い方とする。なお、資金使途に既借入金の借換分がある場合の融資実行可能額は、融資限度額と、

当該借換分と新規分を合わせた額のいずれか低い方の額とする。

3. 経営改善長期借換資金

- (1) 融資実行可能額は本資金の融資残高による。
- (2) 経営改善計画は商工会議所等の指導機関の支援を受けて作成したものであること。なお、既に作成している経営改善計画等による場合は、商工会議所等の指導機関が適当であると確認したものであること。
- (3) 商工会議所等の指導機関は、本資金の融資を受けた者へ融資実行後6ヶ月毎に訪問し、業況確認を行うものとする。

4. 収益力改善伴走支援型特別資金

- (1) 融資実行可能額は、本資金の融資残高による。
- (2) 融資対象者は、次のア. からエ. までのいずれかに該当し経営行動に係る計画を策定した中小企業者又は組合とする。
 - ア. 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること
 - イ. 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること
 - ウ. 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること
 - (ア)最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - (イ)(a)最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - (b)最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - (c)直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - (d)最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - (e)最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - (f)直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - エ. 激震災害（激震災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づいて指定された令和6年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激震災害を受けたこと
- (3) 本資金の借入れにあたっては、伴走支援型特別保証制度（20210310中庁第2号）に基づく信用保証を要する。
- (4) 信用保証料率は、上記(2)ア. 及びイ. については年0.85%、上記(2)ウ. については責任共有年0.45～1.90%、責任共有外年0.50～2.20%とする。ただし、本資金において経営者保証免除対応（注）を適用する場合は、それぞれ年0.2%を上乗せする。

(注) 次の①及び②を満たす場合、保証料を年0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する。

①令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。

②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間に資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について社会通念上適切な範囲を超えていない。

- (5) 信用保証料率の補助にあつては、上記(2)ア.、イ.及びエ.については年0.65%、上記(2)ウ.については責任共有年0.25～0.75%、責任共有外年0.30～1.05%を国が補助する。経営者保証免除対応を適用する場合、上乗せする年0.2%についても国が補助する。

ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。

- (6) 資金使途は、上記(2)ア.及びイ.については経営の安定に必要な事業資金、上記(2)ウ.については事業資金、上記(2)エ.については事業の再建に必要な事業資金とする。

責任共有制度の対象（80%保証）となる保証から責任共有制度の対象外（100%保証）となる保証への借換えは下記の場合を除き、原則禁止する。

保険法第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であつて令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込み受付し、かつ貸付実行された既借入分を本制度で借換える場合。

災害関係保証（令和6年能登半島地震による災害に係るものに限る。）を適用した本資金による借換については、同一災害（令和6年能登半島地震による災害）による災害関係保証を適用した既往借入金に限り、借り換えることが可能とする。

- (7) 金融機関は、原則として5年間にわたり、四半期に1回、本資金の融資を受けた者に経営状況を確認し、計画の実行状況について報告を受けることとし、あわせて計画の見直し及び計画を進めるための経営支援を行うものとする。また、金融機関は、中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援状況を報告しなければならない。

5. 経営改善サポート資金

- (1) 融資実行可能額は、本資金の融資残高による。

- (2) 融資対象者は、次のア.からシ.までのいずれかに該当する計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従つて事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合とする。

ア. 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

イ. 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

ウ. 特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第21項に規定）に従つて作成された事

業再生計画

- エ. 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
 - オ. 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画
 - カ. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画
 - キ. 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
 - ク. 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく調定における調書（同法第 17 条第 1 項の調定条項によるものを除く。）又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの
 - ケ. 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
 - コ. 中小機構が産業競争力強化法第 140 条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
 - サ. 経営サポート会議（保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
 - シ. 中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画
- (3) 本資金の借入れにあたっては、事業再生計画実施関連保証制度（感染症対応型）（20210310 中庁第 2 号）に基づく信用保証を要する。
- (4) 信用保証料率は、責任共有年 0.8%、責任共有外年 1.0%とする。ただし、本資金において経営者保証免除対応（注）を適用する場合は、それぞれ年 0.2%を上乗せする。
- （注）次の①及び②を満たす場合に、保証料を 0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する。
- ① 令和 2 年 1 月 29 日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
 - ② 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間に資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について社会通念上適切な範囲を超えていない。
- (5) 信用保証料率の補助にあつては、責任共有年 0.6%、責任共有外年 0.8%を国が補助する。経営者保証免除対応を適用する場合、上乗せする 0.2%についても国が補助する。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。
- (6) 資金使途は、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。
- 既借入金の借換えは、県制度融資の既借入分に限るものとし、責任共有制度の対象（80%保証）となる保証から責任共有制度の対象外（100%保証）となる保証への借換えは下記の場合を除き、原則禁止する。
- 信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証（同法第 2 条第 5 項第 5 号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であつて令和 2 年経済産業省告示第 49 号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申

込み受付し、かつ貸付実行された既借入分を本制度で借換える場合。

- (7) 本資金の融資を受けた者は、原則として3年間にわたり、四半期に1回、金融機関に対し、計画の実行状況を報告することとし、金融機関は、事業再生の計画作成を支援した機関、機構又は会議と連携し、経営支援を行うものとする。また、金融機関は、中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援状況を報告しなければならない。

6. 再生支援資金

- (1) 本資金の既融資分の残高がある場合は原則として再融資しない。
- (2) 本資金の既融資分の残高が2分の1になるまでは、他の県制度融資を新たに併用することを原則として認めない。
- (3) 融資対象者は、再生に向けての積極的かつ具体的な計画を有している中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人とする。
- (4) 再生計画は、原則として経営責任者の相応の自己負担（増資、役員報酬の減額等）を含んでいることを条件とする。ただし、計画実行済み又は実行中のものは含んでいるとみなす。
- (5) 再生計画は、上記(4)の条件を満たしていることを前提として、中小企業活性化協議会において策定が完了した計画をもって代えることも可とする。
- (6) 本資金による既借入金の借換は、原則として認めない。
- (7) 本資金は、原則として金融機関の協調融資又はそれと同等の金融措置を要する。
- (8) 本資金の借受者は商工調停士及び金融機関を通じて、本資金投入後、以下の時期を過ぎて3ヶ月以内に、融資実行後報告書（様式第16号の3）により、保証協会あて報告を行わなければならない。

・投入後6ヶ月目の月末及び投入後1回目から3回目までの決算年度末

緊急融資

1. セーフティネット資金

- ア. 融資実行可能額は、指定再生手続開始申立等事業者に係るもの及び中小企業信用保険法第2条第5項第1号に係るものについては、1指定事業者当たりの限度額とし、その他の事由によるものについては、本資金の融資残高による。
- イ. 融資対象者のうち、指定再生手続申立等事業者に係るものについては、次のいずれかに該当するものとする。
- (ア) 当該債権の金額が500千円以上であること。
- (イ) 当該債権の金額が、月商の20%以上であること。
- ウ. 融資対象者のうち、指定事業活動制限事業者（以下「指定事業者」という。）に係るものについては、次のいずれかに該当するものとする。
- (ア) 指定事業者と直接取引を行っている場合で、指定事業者との取引規模が月商の20%以上であり、かつ当該事業活動の制限を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高、販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。

- (イ) 指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模が月商の 20%以上であり、かつ当該事業活動の制限を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
- (ウ) 指定事業者が金融機関である場合にあっては、当該金融機関と金融取引を行っている融資申込者（金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20%以上であるものに限る。）が適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの
- エ. 融資対象者のうち、指定地域に係るものについては、当該事業活動の制限を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
- オ. 指定再生手続開始申立等事業者、指定事業活動制限事業者及び指定地域の指定期間は、原則として指定事由の発生した日（例えば破産手続開始の申立ての日）から1年間とする。
- カ. 本資金の融資実行可能額は、融資限度額と次に掲げるもののいずれか低い方とする。
- (ア) 上記イ. 及び保険法第2条第5項第1号の売掛金債権又は前渡金返還請求権に係るものについては、原則として当該債権額
- (イ) 売上高等の減少に係るもの及び保険法第2条第5項第7号に係るものについては、月商の1ヶ月分
- (ウ) その他の事由（例えば、指定事業者が金融機関である場合において、当該金融機関からの借入金の返済に係るもの等）によるものについては、必要に応じ、その都度定める基準

2. 災害復旧資金

- (1) 本資金において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 融資対象者は、災害により直接被害又は売上の減少等の間接的な被害を受けたものであって、その被害の復旧のために設備資金及び運転資金を必要とする中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人とする。
- (3) 本資金において「災害により、直接被害を受けたもの」とは、事業に必要な資産であって次に掲げるもの（以下「事業用資産」という。）に、直接的な被害を受けたものをいう。
- ア. 建物等
店舗、工場、倉庫等の建物及びその付属施設
- イ. 機械設備等
機械及び装置、船舶、車輛及び運搬具、工具、器具及び備品等
- ウ. 棚卸資産
商品又は製品、半製品、仕掛品、原材料、消耗品で貯蔵中のもの等。ただし、土木等工事における仕掛（未成）工事は除く。
- (4) 本資金において「災害によって売上の減少等の間接的な被害を受けたもの」とは、災害と因果関係のある被害であって次に掲げる被害を受けたものをいう。

- ア. 事業用資産の復旧に要する期間の売上減少
 - イ. 取引先事業者の被災による売掛債権の固定化
 - ウ. 旅館業等における宿泊予約のキャンセルによる売上減少
 - エ. 停電・断水を起因とする営業停止による売上減少
 - オ. 停電による商品の毀損
 - カ. 交通マヒ等を起因とする納品遅れに対する違約金
 - キ. 被害復旧のために要した従業員の増加人件費
 - ク. その他、商工会議所会頭、商工会会長、島根県中小企業団体中央会会長、島根県商工会連合会会長又は公益財団法人しまね産業振興財団理事長が災害との因果関係を認めた被害
- (5) 設備資金について、その対象は、被害の復旧のための施設・設備の設置であって、次に掲げるものとする。
- ア. 事業用資産のうち建物等の新築、改築又は改装
 - イ. 事業用資産のうち機械設備等の更新等
- (6) 融資の認定前の施設・設備の設置は、事前に保証協会と協議を行い、保証協会の了解が得られた場合に限り、認めるものとする。
- (7) 運転資金について、その対象は上記(3)ア. 及びイ. の修繕費、上記(3)ウ. の被害額及び上記(4)による事業用資産以外の被害額とし、融資実行可能額は、「融資限度額」、「棚卸資産の被害と事業用資産以外の被害（機械設備等の修繕費等を含む。）の合計額」及び「月商の1ヶ月分」のうち最も低額のものとする。
- (8) 本資金は、原則として再融資しない。
- (9) 本資金による既借入金の借換は、原則として認めない。

3. 災害対策特別資金

必要に応じ、その都度定める。

4. 経済変動等資金

必要に応じ、その都度定める。

< 資 料 集 >

1	中小企業者	84
2	融資対象者	84
3	信用保証および信用保険の対象とならない業種	84
4	創業者支援資金融資対象者のイメージ図	85
5	事後報告のイメージ図	85
6	保証料率区分	86
7	島根県中山間地域活性化基本条例に定める中山間地域	87
8	関係法令集	88

1 中小企業者（法第2条第1項、政令第1条第2項）

業種	資本金の額又は 出資の総額	従業員の数
小売業・飲食店	50 百万円以下	50 人以下
卸売業	100 百万円以下	100 人以下
サービス業	50 百万円以下	100 人以下
旅館業	50 百万円以下	200 人以下
医業	—	300 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 百万円以下	300 人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	300 百万円以下	900 人以下
製造業・建設業・運輸業・不動産業・その他業種	300 百万円以下	300 人以下

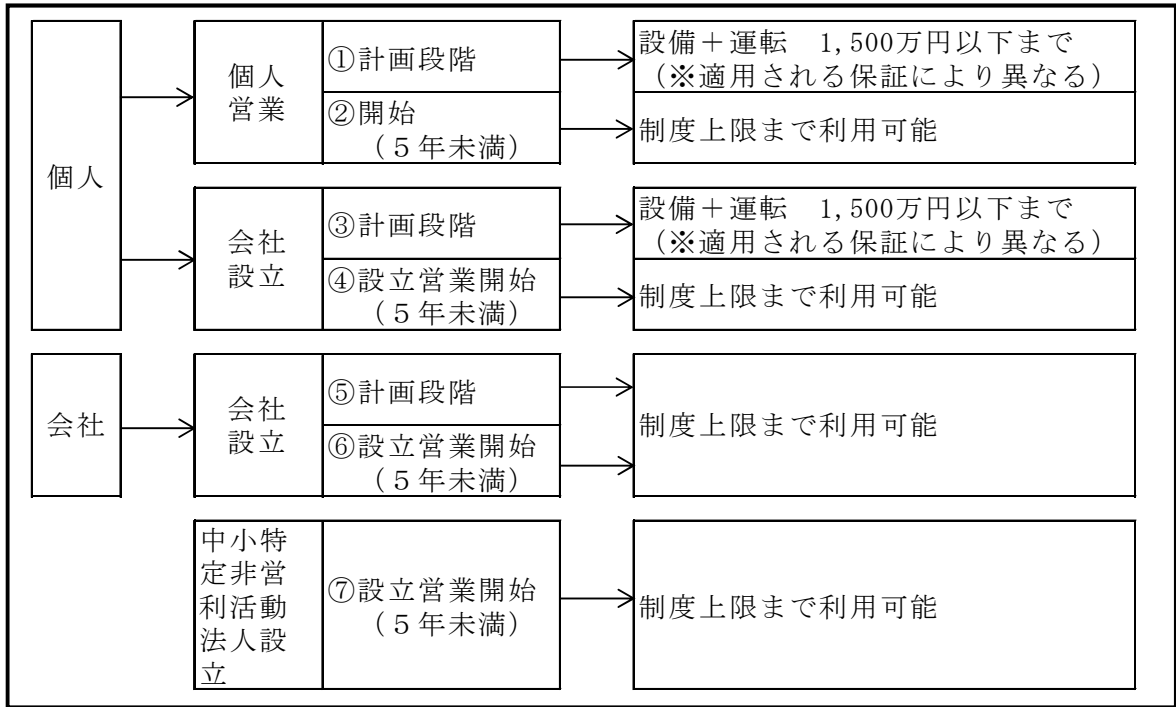
2 融資対象者

資金名	期間	対象者
創業者支援資金	創業計画段階から開業後5年未満 (中小特定非営利活動法人について は、法人設立前の計画段階での利 用は対象外)	県内において事業所を有し、 融資対象業種を営んでいる方
その他の資金	開業後1年以上	

3 信用保証および信用保険の対象とならない業種

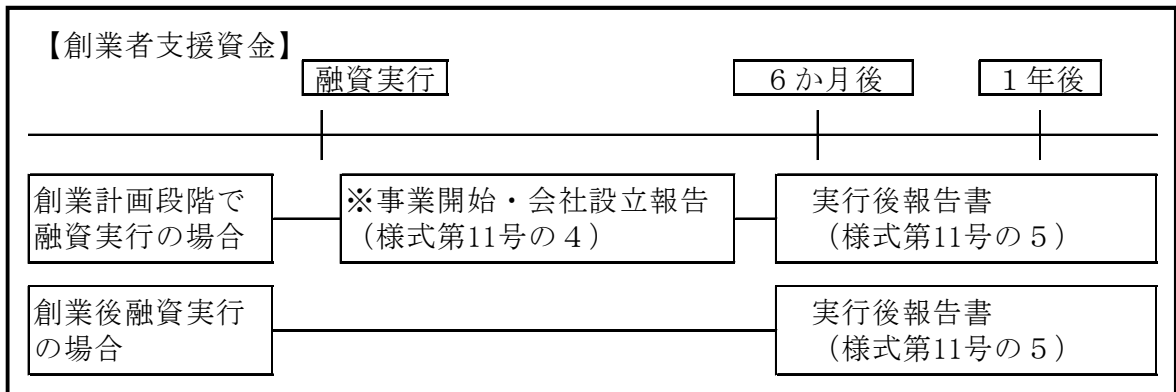
(1) 農林漁業（一部業種は対象となる）
(2) 金融・保険業（「クレジットカード業」、「割賦金融業」、「金融商品取引業」、「商品先物取引業」、「商品投資顧問業」、「補助的金融業」、「金融附帯業」、「金融代理業」、「保険媒介代理業」、「保険サービス業」は対象となる。）
(3) 卸売業、小売業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第5号に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項第2号に規定する無店舗型性風俗特殊営業に限る。）
(4) 風俗営業飲食業（風俗営業の許可を要する場合で、かつ、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものに限る。）
(5) サービス業中次のもの <ul style="list-style-type: none"> ① 物品賃貸業（風営法第2条第6項第5号に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項第2号に規定する無店舗型性風俗特殊営業に限る。） ② 宿泊業（風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限る。） ③ 洗濯・理容・美容・浴場業中の他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業（風営法第2条第6項第1号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限る。） ④ 娯楽業中、風営法第2条第6項第2号、第3号及び第6号に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第7項第1号に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業 ⑤ その他の事業サービス業中の他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）に限る。） ⑥ 政治・経済・文化団体 ⑦ 宗教
(6) 通信業中のインターネット付随サービス業（風営法第2条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業に限る。）

4 創業者支援金融融資対象者のイメージ図

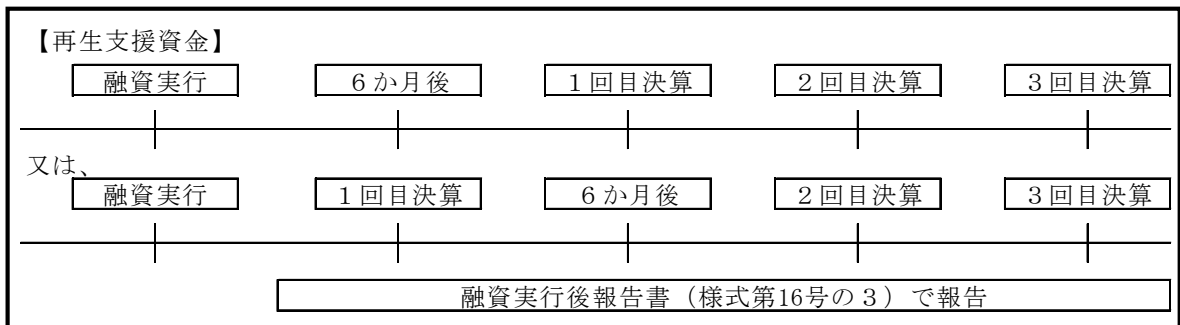


※事業を廃止もしくは会社を解散した日から5年未満の方で、新たに創業の計画を有する方も対象になります。

5 事後報告のイメージ図



※事業開始1ヶ月、会社設立2ヶ月以内に報告



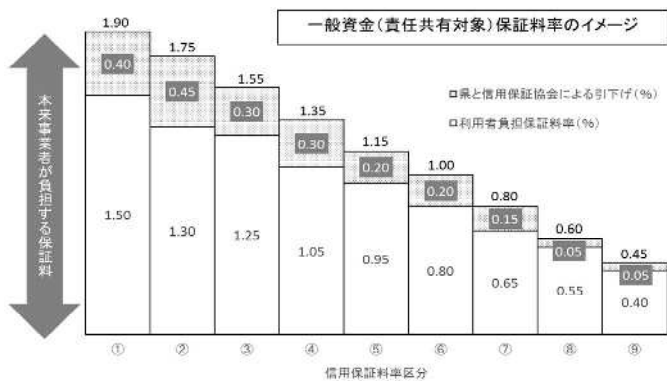
6 保証料率区分

●信用保証料の利用者負担軽減措置

県と信用保証協会は、県中小企業制度融資について信用保証料の一部を負担することで、県内中小企業者等の利用者負担軽減を図っています。

信用保証協会は中小企業者等の決算内容情報等により、料率区分①から⑨の間で信用保証料率を決定します。この保証料率から、県と信用保証協会による引下げ分を差し引いたものが最終的に利用者の方が負担する保証料率となります。

※県と信用保証協会による引下げの内容は、資金ごとに異なります。



●島根県中小企業制度融資 信用保証料率一覧

資金名		信用保証料率										
		区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
一般・小規模	一般資金	責任共有対象	1.50	1.30	1.25	1.05	0.95	0.80	0.65	0.55	0.40	
		責任共有対象外	1.70	1.50	1.40	1.20	1.10	0.90	0.70	0.60	0.40	
	一般資金(経営者保証非提供枠) ※0.25上乗せの場合	責任共有対象	1.75	1.55	1.50	1.30	1.20	1.05	0.90	0.80	0.65	
		責任共有対象外	1.95	1.75	1.65	1.45	1.35	1.15	0.95	0.85	0.65	
	一般資金(経営者保証非提供枠) ※0.45上乗せの場合	責任共有対象	1.95	1.75	1.70	1.50	1.40	1.25	1.10	1.00	0.85	
		責任共有対象外	2.15	1.95	1.85	1.65	1.55	1.35	1.15	1.05	0.85	
	小規模企業特別資金	責任共有対象	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		責任共有対象外	1.20	1.00	0.90	0.80	0.75	0.65	0.50	0.40	0.20	
	小規模企業育成資金	責任共有対象	1.05	0.95	0.90	0.70	0.60	0.55	0.45	0.35	0.20	
		責任共有対象外	1.20	1.00	0.90	0.80	0.75	0.65	0.50	0.40	0.20	
特別	創業 創業者支援資金	責任共有対象	1.30	1.10	1.05	0.85	0.75	0.60	0.45	0.35	0.20	
		責任共有対象外 ※()内は創業関連保証を適用の場合	1.50 (0.71)	1.30 (0.71)	1.20 (0.71)	1.00 (0.71)	0.90 (0.71)	0.70 (0.70)	0.50 (0.50)	0.40 (0.40)	0.20 (0.20)	
	・新 承 事 継 業	新事業展開強化資金	責任共有対象	1.50	1.30	1.25	1.05	0.95	0.80	0.65	0.55	0.40
			責任共有対象外	1.70	1.50	1.40	1.20	1.10	0.90	0.70	0.60	0.40
	改善・ 借 換	経営改善長期借換資金	責任共有対象	1.50	1.30	1.25	1.05	0.95	0.80	0.65	0.55	0.40
			責任共有対象外	1.70	1.50	1.40	1.20	1.10	0.90	0.70	0.60	0.40
		収益力改善伴走支援型特別資金 (セーフティネット保証4号、5号災害特例の認定を取得した者)	責任共有対象	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85
			責任共有対象外	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85
	再生	経営改善サポート資金	責任共有対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			責任共有対象外	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
再生 支 援 資 金	再生支援資金	責任共有対象	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	
		責任共有対象外	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
再生 支 援 資 金	再生支援資金	責任共有対象	1.30	1.10	1.05	0.85	0.75	0.60	0.45	0.35	0.20	
		責任共有対象外	1.50	1.30	1.20	1.00	0.90	0.70	0.50	0.40	0.20	
緊急	セーフティネット資金	責任共有対象	1.50	1.30	1.25	1.05	0.95	0.80	0.65	0.55	0.40	
		責任共有対象外	1.70	1.50	1.40	1.20	1.10	0.90	0.70	0.60	0.40	
	災害復旧資金	責任共有対象	1.50	1.30	1.25	1.05	0.95	0.80	0.65	0.55	0.40	
		責任共有対象外	1.70	1.50	1.40	1.20	1.10	0.90	0.70	0.60	0.40	
	災害対策特別資金	責任共有対象	その都度決定									
		責任共有対象外	その都度決定									
経済変動・災害 等 資 金	責任共有対象	その都度決定										
責任共有対象外	その都度決定											

※制度融資保証料率に有担保割引はない。

※「収益力改善伴走支援型特別資金」において経営者保証免除対応を適用する場合は、保証料率が0.2%の上乗せとなる。ただし、借入時の保証料率は国補助後、セーフティネット保証4号、5号災害特例の認定を取得した者は一律年0.2%、一般枠に該当する者は年0.2%～1.15%となる。

※「経営改善サポート資金」において経営者保証免除対応を適用する場合は、保証料率が0.2%の上乗せとなる。ただし、借入時の保証料率は国補助後、一律0.2%となる。

※一般資金(経営者保証非提供枠)の借入時の保証料率は国補助後、責任共有年0.50～1.80%、責任共有外年0.50～2.00%となる。

(参考)信用保証協会基準保証料率一覧 (無担保・割引なし)

信用保険種別		信用保証料率								
		区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
普通保険 無担保保険	責任共有対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	責任共有対象外	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
特別小口保険	責任共有対象	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	責任共有対象外	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.70	0.50
各種特例措置適用保険	責任共有対象	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.60	0.45
	責任共有対象外	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.70	0.50

島根県中山間地域活性化基本条例に定める中山間地域

令和6年3月31日現在

市町村名		中山間地域の指定		該当地域									備考 (公民館エリアのうち 中山間地域扱い :KPI対象)
		旧市町村単位	市町村単位	過疎				特定農山村	辺地	その他指定 ※同等に条件が 不利な地域 (公民館エリアでの 状況:一部の場合)			
		※中山間地域として 規定するもの		第2条該当 (全部過疎)	第3条該当 (一部過疎)	第41条 第1項	第41条 第3項	※平成の合併前の市町村において、全域過 疎地域、特定農山村地域でない市町村のみ 農林産物産区域を記載 (公民館エリアでの状況:一部の場合)		※過疎地域、特定農山村 地域、その他地域以外に 位置する辺地を記載 (S25.2.1旧市町村、公民館 エリアでの状況)			
1	松江市	松江市	(一部)		-	-	-	一部	御津村(鹿島の一部)		本庄村、秋鹿村、大野 村、忌部村	本庄、秋鹿、大野、忌部	
		鹿島町	全域	○	○	-	-			○	全域		
		鳥根町	全域	○	○	-	-			○	全域		
		美保関町	全域	○	○	-	-			○	全域		
		八雲村	全域	○	-	-	-			○	全域		
		玉湯町			-	-	-				なし		
		宍道町	(一部)		-	-	-				和名佐・小林(来待村の 一部、宍道の一部)	来待村	なし
		八束町	全域		-	-	-					八束村	全域
東出雲町			-	-	-				なし				
2	浜田市	浜田市	全域		-	-	-	一部			浜田市、国府村、有福 村、今福村、大森村	全域	
		金城町	全域		-	-	-		○	全域			
		旭町	全域		-	-	-		○	全域			
		弥栄村	全域		-	-	-		○	全域			
		三隅町	全域		-	-	-		○	全域			
3	出雲市	出雲市	(一部)		-	-	-	一部	園村(長浜の一部)、朝 山村、禰原村、乙立村	上新宮(出雲市の一 部、古志の一部)	上津村	朝山、禰原、乙立、上津	
		平田市	(一部)		-	-	-		○	上鹿園寺(東村の一 部、東の一部)、畑・別 所(檜山村の一部、檜 山の一部)	佐香村、伊野村、東村	鶴瀬、西田、北浜、佐 香、伊野、東	
		佐田町	全域	○	○	-	-		○			西浜村	なし
		多伎町	全域	○	-	-	○						全域
		湖陵町	(一部)		-	-	-						全域
		大社町	全域		-	-	-		○			大社町、壺塚村	全域
		斐川町	(一部)		-	-	-				畑(庄原村の一部、庄 原の一部)、阿宮(出西 村の一部、阿宮の全 部・出西の一部)		阿宮
4	益田市	益田市	全域	○	-	-	-	一部	種村、北仙道村、真砂 村、豊川村、豊田村、高 城村、二条村、美濃村			全域	
		美都町	全域	○	-	-	-		○			全域	
		匹見町	全域	○	-	-	-		○			全域	
5	大田市	大田市	全域	○	○	-	-	一部				全域	
		温泉津町	全域	○	-	-	-		○			全域	
		仁摩町	全域	○	-	-	-		○	一部(大園村)		全域	
6	安来市	安来市	全域	○	-	-	-	一部				全域	
		広瀬町	全域	○	-	-	○					全域	
		伯太町	全域	○	-	-	-		○			全域	
7	江津市	江津市	全域	○	○	-	-	全域				全域	
		板江町	全域	○	○	-	-		○			全域	
8	雲南市	大東町	全域					一部	(阿用村、海潮村)			全域	
		加茂町	全域						○			全域	
		木次町	全域						○			全域	
		三刀屋町	全域						○			全域	
		吉田村	全域						○			全域	
		掛合町	全域						○			全域	
9	奥出雲町	仁多町	全域	○	○	-	-	全域				全域	
		横田町	全域	○	○	-	-		○			全域	
10	飯南町	頓原町	全域	○	○	-	-	全域				全域	
		赤来町	全域	○	○	-	-		○			全域	
11	川本町	川本町	全域	○	○	-	-	全				全域	
		川本町	全	○	○	-	-		○			全域	
12	美郷町	邑智町	全域	○	○	-	-	全域				全域	
		大和村	全域	○	○	-	-		○			全域	
13	邑南町	羽須美村	全域	○	○	-	-	全域				全域	
		瑞穂町	全域	○	○	-	-		○			全域	
		石見町	全域	○	○	-	-		○			全域	
14	津和野町	津和野町	全域	○	○	-	-	全域				全域	
		日原町	全域	○	○	-	-		○			全域	
15	吉賀町	柿木村	全域	○	○	-	-	全域				全域	
		六日市町	全域	○	○	-	-		○			全域	
16	隠岐の島町	西郷町	全域	○	○	-	-	全域				全域	
		布施村	全域	○	○	-	-		○			全域	
		五箇村	全域	○	○	-	-		○			全域	
		都万村	全域	○	○	-	-		○			全域	
17	海士町	海士町	全	○	○	-	-	全	○		全域		
18	西ノ島町	西ノ島町	全	○	○	-	-	全	○		全域		
19	知夫村	知夫村	全	○	○	-	-	全	○		全域		
全域指定市町村数		17	51										
一部指定市町村数		2	6										
指定外市町村数		0	2										

8 関係法令集

・中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号、「政令」）第 1 条第 2 項（P. 1 他）

法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

業 種	資本の額又は 出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5,000 万円	200 人

・中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条（種類）（P. 1）

中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、左の各号に掲げるものとする。

- 1 事業協同組合
- 1 の 2 事業協同小組合
- 1 の 3 火災共済協同組合
- 2 信用協同組合
- 3 協同組合連合会
- 4 企業組合

・特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項（定義）（P. 1）

この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

- 一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。
- 二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条 に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

・<参考>中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第3号（定義）（P.1）

この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 三 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

・中小企業信用保険法施行令（政令）第1条第1項（P.2）

中小企業信用保険法（以下「法」という。）第2条第1項第1号の政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

- 1 農業
- 2 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
- 3 漁業
- 4 金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

・中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項（P.13）

この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

- 1 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者であつて、経済産業大臣が指定したものに対する売掛金債権その他経済産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。
- 2 取引の相手方たる事業者その他の事業者が事業活動の制限であつて経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、次に掲げる事由のうち中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が定めるものが生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。
 - イ 当該事業者と取引を行う中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由
 - ロ イに掲げるもののほか、当該事業者の事業活動に相当程度依存している相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、指定地域（当該事業活動の制限により当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生

じていると認められるものとして経済産業大臣が指定する地域をいう。)内に事業所を有する相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

- 3 災害その他の突発的に生じた事由であって、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その業種に属する事業をその地域において行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が地域を限って指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。
- 4 災害その他の突発的に生じた事由であって、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。
- 5 その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。
- 6 破綻金融機関等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第4項に規定する破綻金融機関、同条第12項に規定する被管理金融機関、同条第13項に規定する承継銀行及び第111条第2項に規定する特別危機管理銀行並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第2条第5項に規定する被管理金融機関、同条第7項に規定する承継銀行及び同条第8項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行っていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。
- 7 銀行その他の金融機関が支店の削減等による経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整であって経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、当該金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。
- 8 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に対して有する貸付債権を特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行をいう。）又は株式会社産業再生機構に譲渡したことにより、当該金融機関

その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じている中小企業者のうち、適切な事業計画を有することその他の経済産業大臣が定める基準に適合することによりその事業の再生が可能と認められるもの。

・ 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 6 項 （P. 13）

この法律において「特例中小企業者」とは、中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

○以下の法律については、下記のHPアドレスより検索が可能です。【審査運用基準 関連】

- ・ 下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）
- ・ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）
- ・ 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）
- ・ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）
- ・ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）

《e-Gov 法令検索》

<https://elaws.e-gov.go.jp/>